

レコード演奏・伝達権について

目次

- 1．レコード演奏・伝達権に係る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2．コンテンツ産業及び音楽産業の国内外の状況・・・・・・・・・・31
- 3．レコード演奏・伝達権の海外の導入状況 ・・・・・・・・・・42
- 4．国内のレコードの利用実態及び国民意識について・・・・・・・・46
- 5．国内外における徴収・分配関係について・・・・・・・・・・59
- 6．指定団体制及び著作権等管理事業法について・・・・・・・・・・64

1. レコード演奏・伝達権に係る経緯

レコード演奏・伝達権に係る経緯

ローマ条約 から 現行 著作権法	1899（明治32）年	旧著作権法制定 ✓ 音楽の著作権の保護
	1934（昭和9）年	旧著作権法の一部改正 ✓ レコードの「録音著作物」としての保護 ✓ 適法録音物を用いた演奏・放送に関する権利制限導入
	1961（昭和36）年	ローマ条約採択
	1970（昭和45）年	旧著作権法から現行著作権法への全面改正 ✓ 音楽著作物について、放送の場合、旧著作権法の権利制限が削除され、演奏の場合、音楽喫茶等の特定業種を除き、従前の権利制限を当分の間の経過措置として維持（附則第14条） ✓ 著作隣接権制度の導入。レコードの保護が著作隣接権へ移行する。放送における商業用レコードの利用に関し二次使用料請求権が導入。
附則14条 の削除	1989（平成元）年	日本においてローマ条約締結
	1996（平成8）年	WPPT採択
	1999（平成11）年	附則第14条の削除 ✓ 2002（平成14）年、JASRACによるBGM使用料徴収開始
WPPT 以降	2002（平成14）年	日本においてWPPT締結
	2018（平成30）年	TPP11及びTPP11整備法成立 日EU経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する日EU間における議論継続に合意
	2020（令和2）年	日英経済連携協定 ✓ 著作隣接権におけるレコード演奏の保護に関する両国間における議論継続に合意
	2023（令和5）年	文化審議会著作権分科会政策小委員会での議論開始
	2025（令和7）年	文化審議会著作権分科会政策小委員会審議経過報告「来年度以降、本格的に議論を深める」

ローマ条約（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約）の概要

ローマ条約から現行著作権法

附則14条の削除

WPPT以降

経緯

- 1961年（昭和36年）10月 ローマで作成
 - 1964年（昭和40年）5月 本条約の発効
 - 1989年（平成元年）7月 加入書寄託
 - 1989年（平成元年）10月 日本において効力発生
- ※2025年8月末現在、98か国が締結済み

概要

文芸、音楽等の著作物を公衆に伝達する手段としてのラジオ、テレビ、録音・録画機器等の著しい発展・普及の結果、歌手、俳優等の実演の機会が減少してきており、また、録音・録画の無断複製の蔓延等により、実演家、レコード製作者及び放送機関の経済的損失等の問題が強く認識されるようになった。

こうした背景の下で、ベルヌ同盟、ILO（国際労働機関）及びユネスコの三機関を中心に、実演家、レコード製作者、放送機関を保護するための条約案が検討された。その結果、本条約がこれら三機関の共催によりローマで開催された外交会議において1961年10月に作成された。

（主な規定）

実演家の権利	レコード製作者の権利	放送機関の権利	共通規定
・放送権（第7条） ・固定権（第7条） ・複製権（第7条）	・複製権（第10条）	・再放送権（第13条） ・固定権（第13条） ・複製権（第13条）	・内国民待遇（ローマ型注1）（第2条） ・ レコードの二次使用（報酬請求権）（第12条） ・保護期間（20年）（第14条） ・不遡及注2（第20条）

注1 ローマ型内国民待遇・・・条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与
注2 不遡及・・・条約の発効後に創作された著作物等についてのみ保護

○実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（抄）（1961年採択、我が国は1989年締結）

第2条 内国民待遇の定義

- 1 この条約の適用上、内国民待遇とは、保護が要求される締約国の国内法によって与えられる次の待遇をいう。
 - (a) 当該締約国の国民である実演家に対し、当該締約国の領域において行われ、放送され又は最初に固定された実演に関して与えられる待遇
 - (b) 当該締約国の国民であるレコード製作者に対し、当該締約国の領域において最初に固定され又は最初に発行されたレコードに関して与えられる待遇
 - (c) 略
- 2 内国民待遇は、この条約において明示的に保障する保護及び明示的に定める制限に従うものとする。

第3条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的又は美術的著作物を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者をいう。
- (b) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。
- (c) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。
- (d) 「発行」とは、レコードの複製物を相当な数量で公衆に提供することをいう。
- (e) 「複製」とは、固定物の複製物を作成することをいう。
- (f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信又は映像及び音の送信をいう。
- (g) 「再放送」とは、放送機関が他の放送機関の放送を同時に放送することをいう。

第4条 実演家の保護

締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

- (a) 実演が他の締約国において行われる場合
- (b) 実演が次条の規定に基づいて保護されるレコードに収録される場合
- (c) レコードに固定されていない実演が第六条の規定に基づいて保護される放送によって送られる場合

第5条 レコード製作者の保護

- 1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。
 - (a) レコード製作者が他の締約国の国民である場合（国籍の基準）
 - (b) 音の最初の固定が他の締約国において行われた場合（固定の基準）
 - (c) レコードが他の締約国において最初に発行された場合（発行の基準）
- 2 非締約国において最初に発行されたレコードがその最初の発行の日から三十日以内に締約国においても発行されたとき（同時発行）は、そのレコードは、当該締約国において最初に発行されたものとみなす。
- 3 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、発行の基準又は固定の基準のいずれかを適用しない旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もっとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第12条 レコードの二次使用

商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が**放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。**当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。

第16条 留保宣言

- 1 いずれの国も、この条約の締約国となった時に、この条約に定めるすべての義務を負い、及びすべての利益を享受する。ただし、締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、いつでも、次のことを宣言することができる。
 - (a) 第12条に関し、
 - (i) 同条の規定を適用しないこと。
 - (ii) 一定の使用について同条の規定を適用しないこと。
 - (iii) 他の締約国の国民でないレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用しないこと。
 - (iv) 他の締約国の国民であるレコード製作者のレコードについて同条に定める保護を与える場合に、その保護の範囲及び期間を、自国民によって最初に固定されたレコードについて当該他の締約国が与える保護の範囲及び期間に制限すること。ただし、自国における受益者と同様の者に対して当該他の締約国が保護を与えていないという事実をもって、保護の範囲の相違があるものと解してはならない。
 - (b) （略）
- 2 1の通告が批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後に行われる場合には、宣言は、その通告の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

現行著作権法制定時の議論について①

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権制度審議会への諮問等（昭和37年5月16日）

諮問（第一号）

著作権法（明治32年法律第39号）の改正ならびに実演家、レコード製作者および放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度に関し基礎となる重要事項について、諮問します。

主な問題点

第2 実演家、レコード製作者および放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度に関する事項

- 1 演奏歌唱を著作物とし、演奏歌唱者を著作者としており、レコード製作者を著作者とみなしてその機器に付てのみ著作権を有としているが、このようなたてまえをとるべきか、または隣接権の制度にすべきか。
- 2 実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関して、これらの者の権利の内容をどのように考えるのがよいか、レコードの二次的使用の場合における実演家もしくはレコード製作者またはこの両者の報酬請求権をどのように考えるか。

○諮問（第1号）についての社会教育局長説明（昭和37年5月16日）

掲げてあります主な問題点について、かんたんに説明いたします。（中略）

次は、実演家、レコード製作者、放送事業者の保護（いわゆる隣接権）の制度についてであります。

演奏歌唱、レコード製作については、現行法は、著作権として認めているのでありますが、この著作権の内容については明確でないとし、て論議のある所であり、これらを今後、著作権としてのたてまえをとつてゆくのか、いわゆる隣接権の制度を創設して、これに移行すべきかということが、現行著作権法の改正とからんで検討すべき第一の問題であります。

次に、いわゆる隣接権条約を背景といたしまして、実演家、レコード製作者、放送事業者それぞれの保護について、保護を受ける者の範囲とその権利とをどう定めるべきかを検討する必要があります。特に、レコードの二次的使用すなわち商業目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆伝達に直接使用される場合の、実演家もしくはレコード製作者またはこの両者の報酬請求権の問題は、条約制定の際の大きな課題であつたのであり、またこの点については、条約上、全部又は一部の留保も可能とされている問題であるので検討しなければならない問題であります。

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第一 隣接権制度の創設

- 1 1961年10月、ローマにおいて実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する条約が成立した。この条約は、イギリス、スウェーデン、メキシコ等の批准を得て1964年5月18日に発効し、現在7か国が加盟国となっている。通常隣接権条約と呼ばれるこの条約は、ベルヌ条約および万国著作権条約による著作権の国際的保護を前提として、その著作権に隣接する実演家、レコード製作者および放送事業者の権利を国際的に保護しようとするものである。
しかしながら、この実演家、レコード製作者および放送事業者等の保護をはかるいわゆる隣接権制度は、国際間において確立されたものとはいえず、イギリス、イタリア、オーストリア、スウェーデン等にその例は見られるが、その保護の対象となる者および保護の態様はさまざまであり、その意味で隣接権条約は、世界各国間で行なわれている隣接権制度の内容を整理し統一したものというよりも、今後世界各国内で確立されるべき制度の基準を示したパイロット的な性格を有するものであると考えられる。
- 2 隣接権条約が規定する隣接権制度は、著作物を公衆に伝達する媒体としての実演家、レコード製作者、放送事業者等の行為に著作物の創作行為に準じた精神性を認め、労働保護あるいは不正競争防止の観点より一歩進んだ、無体財産権保護的な保護を、これらの者に与えようとするものであると考えられる。しかしながら一方、著作権の保護のように著作物のほとんどあらゆる利用に対して許諾権が及ぶものとはせず、隣接権制度の趣旨は、実演家等が契約によって、権利を確保する機会を与えること、すなわち、最初の利用を許諾する権利、および最初利用を許諾した目的以外に実演等が利用されることを禁止する権利を認めようとすることであり、さらに、隣接権制度で保護されるべきものの利用に関しては、隣接権者のうちの一人の管理が及ぶことを確保すれば、他の者の利益はその者との契約を通じて守り得るものとして、実演、放送等の利用の便をはかることであるといわれている。
- 3 また、隣接権制度は、著作権制度を前提として考えられているものであり、隣接権は、著作権の行使に関連して行使される場合が多い。この両制度の関係について、隣接権条約は第1条に、「この条約が定める保護は、文学的および美術的著作物の保護に変更を加えるものではなく、なんらの影響を及ぼすものでもない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解してはならない。」と宣言している。この趣旨について条約会議の一般報告書には、隣接権制度が著作権者の法律上の地位に影響を与えないということであって、隣接権の作用によって、現実には著作権者の経済的利益が影響されるということ（たとえば、実演家が実演の放送を拒否したために、著作権者が著作物をその実演を通じて放送することができなということ）は条約とはかかわりのないところであると述べられている。したがって、隣接権制度は、著作権制度を前提としながらも、別個独立の制度としてあるべきものと考えられるのであるが、隣接権は、著作物の利用に常に関連しているところから、著作権の制限等、著作権に対する規制が加えられる場合には、隣接権も、また同様の規制が加えられるなど著作権制度に準ずる点が多いものと考えられる。
- 4 わが国においては、現行著作権法において、演奏歌唱ならびに著作物が適法に写調された音を機械的に複製するの用に供する機器（録音物）に著作権を認めてきたが、このことは、これらが著作権法上保護されることとなった立法経緯からみて理論的にも、また、これらが實際上著作権法でどのような保護を受け得るかという点で、実際的にも問題が多い。そして、これらを著作権で保護しようとした際に立法者が意図したこと、および現行法の下におけるこれらの権利の実質は、隣接権的な保護で足りるものと考えられる。したがって、今回著作権制度を改正するにあたっては、演奏奏歌唱、録音物についてこれを著作物としての保護から除外し、新たに隣接権制度を創設して、実演家およびレコード製作者として保護することが適当と考える。
さらに、放送に関しては、現在、放送法等で、放送事業者の同意を得ずしてその放送を受信して再放送し、または再送信することを禁じており、各国においても、電波行政上もしくは不正競争防止的観点から、実質的に放送事業者がその放送の無断再放送または固定等から守られている例は多いが、実演家、レコード製作者と並んで、放送事業者の番組編成等の行為に着目し、電波行政上の問題とは別に隣接権制度上で私法上の権利として放送事業者の保護をはかることが適当である。
なお、これ以外にも、出版者等を隣接権的に保護している例もみられるが、当小委員会としては、一応実演家、レコード製作者および放送事業者を対象として隣接権制度を考慮することとした。
- 5 隣接権条約は、実演家、レコード製作者および放送事業者の保護の最低限の基準を示すとともに、各締約国が国内法令で定めるべき多くの事項について規定し、いわば、隣接権制度において検討されるべき問題点を多く指摘している。当小委員会は、前に述べたような条約のパイロット的な性格を考え、条約への加入を必ずしも前提とすることなく、条約の規定を基準としつつ、わが国における最も適切な隣接権制度の内容について審議を直ね、以下のような結論を得た。

現行著作権法制定時の議論について③

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第五 レコードの二次使用について

レコードを放送や公衆への伝達のために使用するいわゆるレコードの二次使用に関して、実演家およびレコード製作者に何らかの権利を認めるべきか否かの問題がある。

いわゆるレコードの二次使用に関しては、わが国の現行法は、その第30条第1項第8号で適法に作成されたレコードの二次使用は自由であるとしているが、著作物に関しては、レコードを用いてする著作物の公の演奏について権利を認めることが世界的な傾向となっており、ベルヌ条約ブラスセル規定もこのことを明記している。これに反して、隣接権についてレコードの二次使用権を認めることは必ずしも世界的でなく、これを規定しているイギリス法、スウェーデン法およびドイツ改正法案等においても、その権利の内容、権利の及ぶ範囲は、一様ではない。このことから、隣接権条約も一応第12条においてレコードの二次使用に関する実演家およびレコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利について規定しているが、各締約国においてこの制度を採用しないことまたは権利の及ぶ範囲を制限することができる等、各締約国が留保できる余地を大中に残し、必ずしも隣接権のレコードの二次使用権が各締約国において確立されることを強制してはいない。

一 このようなレコードの二次使用権について、まず、この権利を認めるか否かについて検討した。

1 レコードの二次使用によって実演家がいわゆる機械的失業に陥ることについて実演家に何らかの補償を与える必要があると考えられることは、そもそも隣接権の国際的保護を考えるにあたって大きな問題点の一つであったところであり、この観点からして、また、レコードの二次使用によって放送事業者等使用者は、安価でしかも生実演と同様の効果をもたらす固定された実演を利用し利益を得ていることから考えて、レコードの二次使用に対して実演家に何らかの権利を認めることについては、おむね異論はなかった。

2 レコード製作者にレコードの二次使用権を認めることが論理上当然といえるかどうか、および、レコードの二次使用権が社会的に容認されるかどうかは、むづかしい問題である。「レコードが放送等で盛んに使用されると、それによってレコードの売行きが低下する。したがって、レコード製作者が得べかりし利益の回収のためにもレコード製作者に権利を与えるべきである。」という理由は、現在レコード製作者がスポンサーとなってレコード音楽の放送番組が多数企画されていることをみても、よほどの計数的資料による裏付けがない限り社会的納得は得られないであろう。しかしながら、他方レコード音盤は音を再生する道具であり、一たん売り渡したものの使用に関して権利を認める余地はないとすることも、一方がそれによって大きな便宜を得ている場合に割切れないものを残す。

また、隣接権制度は、実演家、レコード製作者および放送事業者の互譲の上に成立しているものとも考えられ、この場合、レコード製作者に認められる権利は複製権のみであることは、他人のレコードを無断で複製してはならないことはむしろ当然であるところから、他の二者に比してレコード製作者の保護に欠けるということにもなるからいがある。

また、わが国では、実質的には、著作権についても今度の改正によってはじめてレコードの二次使用権が認められようとしている段階であって、世界的にもまだ一般的でないレコードの二次使用権をいま直ちに認めることは社会的に妥当でないということも十分考えられるが、反面このことは、権利を認めるかどうかということではなく、権利を認めてもその権利の内容および行使に関する問題としてある程度解決し得るものと考えられる。

さらに、わが国においては、現行著作権法が、演奏歌唱および録音物に著作権を認めており、第30条第1項第8号によってレコードの二次使用権は認められていないとはいえ、著作物一般についてこの制限が廃止された場合に、新しい隣接権制度上に移行された演奏歌唱、録音物にはレコードの二次使用に対する何らの権利をも与えないということは、理論上のことは別として、実際上問題があるのではないかと考えられる。

当小委員会は、これらのことについて検討を重ねたが、少くとも、レコードの二次使用によって利益を得ることが全く自由であるとすることは、レコードの通常目的とする使用の範囲よりも非常に広く、多くの人に聞こえるように使用され、かつ、それによって利益が得られる場合には、レコード製作者およびレコード使用者の利益の均衡から考えて適当でないこと、ならびにレコードの使用によって実演家の実演の機会が失なわれるという、いわゆる実演家の機械的失業から実演家を保護する必要があると考えられるところから、一応、レコードの二次使用に関し、レコード製作者および実演家を保護することを適当として、検討を進めることとした。

3 レコードの二次使用に関し、レコード製作者および実演家を保護する場合において、一つのレコードについてこの両者の権利が、個々に利用されることは、適当ではなく、権利行使の容易さからいって、レコード製作者を通じてそれを行使することが適当である。

4 二次使用権が認められるべきレコードは、商業目的で発行されたレコードに限ることとし、二次使用権を認める趣旨からいっても、実演家およびレコード製作者がその使用に関し契約をすることができるようなその他の録音物については、法律上措置する必要はない。

現行著作権法制定時の議論について④

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権制度審議会各小委員会審議状況について（昭和40年5月）

ホ 第5小委員会

第五 レコードの二次使用について

二 第二に、レコード製作者に二次使用権を認めるとした場合にその権利の内容がどのようなものであるべきかの問題がある。

1 このことについては、「実効を期待し得る権利であるためには、わが国の現状からして許諾権である必要があり、また、権利の及ぶ範囲は、放送ならびにレコードの使用が営業の不可欠の要素となっている場所での使用とし、使用料は、二次使用を行なう者の営業の規模等に応じて公正妥当なものに定めれば、二次使用権を認めても、それが直ちに社会的経済的混乱をもたらすものとは考えられない。」とする意見と、「レコード製作者のレコードの二次使用に対する権利は、レコードに含まれる著作物の利用権を害しないように報酬請求権に留めるべきであるとするのが国際的な考え方である。また、従来権利が認められなかった二次使用について直ちに、あらゆるレコードによる公の伝達について権利を認めるのでは、社会的な影響が大きいと考えられる。したがってレコード製作者の二次使用権は、レコードを放送のために利用する場合の報酬請求権とすることが適当である。」との意見があった。

2 このことについて、隣接権条約上は、レコードが放送またはなんであれ或る種の公衆への伝達に直接使用されるときは、正当な単一の報酬が、使用者より、実演家もしくはレコード製作者またはこの両者に支払われねばならないとして、レコードの二次使用権は、レコードの公の使用に対する報酬請求権であるが、各締約国は、この規定を特定の使用に関しては適用しない旨を留保できていることになっている。

各国の法制の例をみると、レコードの二次使用権を許諾権として、その権利の及ぶ範囲についても著作権の及ぶ公の演奏の範囲と大差を設けていない国はイギリスであるが、イタリア、スウェーデン、およびドイツ改正法案の考え方は、報酬請求権であり、その範囲についてスウェーデンのように放送のみに認めている場合もある。

3 当小委員会は、これらのことを参考として、審議を直ねた結果、権利者にレコードの公の使用に対する許諾禁止権を与えながら禁止権を濫用せず、権利を及ぼす使用の範囲を限定する等の権利を認めることの社会的妥当性を権利者の良識に期待するというのは、法的安定性および遵法精神の尊重という面で好ましいものではないこと、および、条約が報酬請求権としていることの趣旨等を考えれば、レコードの二次使用権は報酬請求権とし、その範囲も法律で明確に規定することが適当と考えた。なお、二次使用に対する報酬請求権について、かりにそれを実効あらしめるための法律上の措置が必要であれば、法律上、報酬を支払わないでレコードを使用した者に対しレコード製作者が以後の使用を差し止めることができる等の措置を講じることは不可能ではないと考える。

4 二次使用権が及ぶ範囲については「放送およびレコードの使用が不可欠の要素となっている場所での使用」という考え方が示され、これに対しては、レコードの使用が営業の不可欠の要素となっている場合を二次使用権の対象とすることは、営業の不可欠の要素の意味が明確ではなく、その限界においては常に議論となるところであって適当ではないとの反対意見があったが、なお、レコードの二次使用による実演家の機械的失業ということからいうと、レコードの使用がなかりせば、実演家を雇用したであろうような事業からは広く二次使用料を徴収することとすべきであるとの意見があり、結局、レコードの二次使用権については、次のように考えることに意見の一致をみた。

(一) 商業目的をもって発行されたレコードが放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に相当の報酬を請求する権利を与えることとする。

(二) しかしながら、わが国では現在著作権についても実質的には二次使用権を認めておらず、今回の法改正でこれが認められることになるうえ、さらに隣接権制度上の二次使用権も同時に行使されるということは、その社会的影響のうえで、適当ではない。また、外国原盤のレコードについては、わが国が隣接権条約に加入しない限り、二次使用権は認められず、また、かりにわが国が近い将来隣接権条約に加入したとしても、隣接権条約は、レコードの二次使用については保護の相互主義を認めている関係上アメリカその他諸国のレコードの二次使用についての考え方からみて、この二次使用権が認められる外国レコードは少ないものと考えられ、このことから、二次使用権の行使が外国原盤の使用を増大せしめ、日本の作詞・作曲家の音楽が使用されている国内のレコードの使用を抑制する結果となるおそれがある。このようなことから、二次使用権の及ぶ範囲は、当分の間、レコードを広く大量に利用し、かつ、使用レコードが外国盤ばかりに偏することの少ないと考えられる放送に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるに到った時に、改めてレコードの二次使用を及ぼす範囲を再検討することとすることが適当である。

(三) この報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるものとし、二次使用の報酬の額について紛争の生じた場合、あるいは実演家に対する報酬の配分についてレコード製作者との間に協定のない場合もしくは紛争が生じた場合における調停または裁定等の制度を考慮すべきである。

なお、この場合報酬の額については、現在レコードの二次使用に関し放送事業者とレコード製作者の間にある慣行をも考慮し、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないよう配慮することが必要である。

(四) また、実演家の取分がどのように実演家に分配され、利用されるかについては、いわゆる機械的失業に対する補償というレコードの二次使用についての報酬制度の趣旨を考え、最も合理的な方法が求められることを期待する。

現行著作権法制定時の議論について⑤

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権制度審議会答申等（昭和41年4月20日）

著作権法の改正ならびに実演家レコード製作者および放送事業者の保護の制度に関して基礎となる重要事項について（答申）

本審議会は、昭和37年5月16日このことについて諮問をうけていらい、（１）文芸、学術および共通事項、（２）美術、応用美術、写真および建築、（３）音楽、（４）映画ならびに（５）隣接権のそれぞれを分掌する五つの小委員会を設けて審議を進め、昨年５月、各小委員会の審議結果を公表して関係団体に意見を求め、また、必要に応じてさらに専門委員会を設けて検討する等慎重に審議を重ねた結果、このたび別添のとりの結論を得ましたので、答申します。

第十三 隣接権制度

一 隣接権制度の創設

実演家、レコード製作者および放送事業者を隣接権制度により保護することとする。なお、演奏奏歌唱および録音物については、これを著作物としての保護から除外し、隣接権制度において保護するものとする。

二 実演家の保護

1 保護する実演家

原則として著作物を実演する者とするのが適当であるが、これに準ずる実演家についても、著作物の実演に協力しているときは、保護の対象とすることを考慮するものとする。

2 実演家の権利の内容

（一）実演家は、次の事項を許諾する権利を有するものとする。

（1）実演を放送し、または公に伝達すること。ただし、その実演がそれ自体すでに放送されたものであるか、または固定物からなされる場合を除く。

（2）固定されたものでない実演を固定すること。

（3）次の場合に実演の固定物を複製すること。

ア 最初の固定が実演家の同意を得ないでなされたものであるとき。

イ 実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

ウ 最初の固定が隣接権の制限によつて適法になされたが、その制限の目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

（二）実演家が放送に同意した場合においては、特約のない限り、その再放送、放送のための固定およびそのような固定物の複製に同意したものとし、再放送および固定物の使用については、最初の実演に対する報酬とは別に、正当な報酬が支払われなければならないものとする。なお、この場合の放送のための固定と隣接権の制限としての放送のための一時的固定との競合について必要な調整措置を講ずるものとする。

以上の実演家が放送に同意した場合の取扱いについては、次のような少数意見があることを付記する。

（1）実演家が放送に同意したときは、同意を得た放送事業者は、その同意のあつた放送のために実演を固定し、固定物を複製し、およびその固定物を使用することはできるが、同意のあつた放送以外に固定物を使用することおよび再放送を許諾することについては、実演家の同意を要するものとする。

（2）特約のない限り、実演家が同意した放送のための固定物の保存期間は6月とし、使用後3週間以内にこれを廃棄しなければならないものとする。

（3）放送のための一時的固定物は、生の実演の代りに1回限り使用される例外的な固定物であるものとする。

（三）実演家には、後述するところにより、レコードの二次使用について権利を認めるものとする。

3～5 （略）

三 （略）

四 レコード製作者の保護

1 保護するレコード製作者 音を最初に固定する者とする。

2 レコード製作者の権利の内容 レコード製作者は、レコードの複製を許諾する権利および後述するレコードの二次使用权を有するものとする。

六 レコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利

1 商業目的をもって発行されたレコードが放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に正当な単一の報酬を請求する権利を与えるものとする。

2 二次使用权の及ぶ範囲については、当分の間放送（いわゆるミュージックサプライを含む。）に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるにいたったときにあらためてその範囲を検討することが適当である。

3 報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるべきものとする。なお、報酬の額等に関する当事者間の紛争については、調停あるいは裁定の制度を設ける要があり、この場合、報酬の額については、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないように配慮することが必要であると考え。

【日本国の留保宣言】

○外務省告示第五百十四号 平成元年十月三日（抄）

日本国政府は、昭和三十六年十月二十六日にローマで作成された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」の加入書を平成元年七月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第二十五条2の規定に従い、平成元年十月二十六日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約の規定に基づいて次の宣言を国際連合事務総長に通告した。

- 1 第五条3の規定に基づき、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。
- 2 第十六条1(a)(ii)の規定に基づき、放送及び有線放送において商業用レコードが使用される場合に第十二条の規定を適用すること。
- 3 第十六条1(a)(iv)の規定に基づき、第十二条の規定を適用しない締約国のレコード製作者のレコードについては我が国も同条の規定を適用しないこと及び我が国のレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用する締約国のレコード製作者のレコードについては保護の期間を相互主義に従って制限すること。

著作権法附則第14条について

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権法（抄）

附則（平成11年に削除）

（録音物による演奏についての経過措置）

第十四条 適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法第三十九条の規定※は、なおその効力を有する。

※○旧著作権法（抄）

〔適用除外〕

第三十条 既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一～第七 （略）

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト

第九 （略）

②本条ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

〔出所明示違反等の罪〕

第三十九条 第二十条、第二十条ノ二及第三十条第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セシテ複製シタル者並第十三条第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

○著作権法施行令（抄）

附則（平成11年に削除）

（録音物による演奏についての経過規定を適用しない事業）

第三条 法附則第十四条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの
- 二 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他フロアにおいて客にダンスをさせる営業
- 三 音楽を伴って行なわれる演劇、演芸、舞踊その他の芸能を観客に見せる事業

著作権法附則第14条の削除について①

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

- **明治32年（1899年）著作権法(旧法)制定** レコード等の録音物による再生演奏と生演奏は区別なく扱われていた。
- **昭和9年（1934年）著作権法改正** 録音物による再生演奏は、出所の明示をすれば、自由に放送や興行で使うことができるようにした。
- **昭和45年（1970年）著作権法新設** 放送・有線放送での利用だけに権利保護が認められ、その他の利用については「経過措置」として附則14条により制限を受けた。結果、(1)音楽喫茶など音楽を鑑賞させる営業、(2)客にダンスをさせる営業、(3)音楽を伴う演劇、演芸、舞踊など芸能を見せる事業の3つの利用形態にだけ録音物の再生演奏の権利を認めた。
- **平成4年（1992年）3月「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」**「音楽著作権の管理体制の整備及び利用者の理解の促進などの条件整備を進め、その進捗状況に応じ具体的な立法措置について判断を行うことが適当である。」
- **平成8年（1996年）7月** WTOでECから、著作権法附則14条はベルヌ条約違反と指摘。
- **平成8年（1996年）9月「著作権審議会 第1小委員会審議経過報告」**「現時点においては、附則第14条の廃止により影響を受ける利用者団体の理解は未だ十分とはいえないため、今後とも（社）日本音楽著作権協会を中心として、附則第14条の廃止に向けての更なる広報活動に積極的に取り組んでいくことが必要である。加えて、附則第14条の廃止のためには、廃止した場合の権利処理の在り方について青写真を示し、円滑な権利処理ルールの整備に向けて具体的に取り組んでいくことが必要である。また、利用者においても、権利者団体が進めている取組を理解し協力していくことが肝要」
- **平成10年（1998年）12月「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」**「（1）近年の有線音楽放送の発達・普及に伴い、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、レコードの再生演奏から有線音楽放送の利用に転換してきており、附則第14条の廃止による直接的な社会的影響は減少してきていること、（2）本規定は当分の間の規定であるにも関わらず、既に現行法制定後約30年が経過しており、一定の条件整備を前提としながらも、附則第14条の廃止に関する利用者団体等の理解も得られつつあること、（3）2（「公衆への伝達権」について）で記述したとおり、他の著作物については公衆への伝達に関する権利が認められることとなるにも関わらず、音楽の著作物のみ、公衆への伝達のうち適法録音物の再生演奏について権利を認めないことは、権利保護の均衡を著しく失することとなること等から、早急に附則第14条を廃止することが必要である。その際、音楽の著作物が幅広く社会的に利用されている実態を踏まえ、権利者団体は、利用者団体等に対し、実際の権利処理のルール、スケジュールを早期に提示するとともに、利用者団体等との十分な協議を行うなど、演奏権管理の円滑な実施に向け、十分配慮する必要がある。」
- **平成11年（1999年）6月 著作権法改正（附則第14条削除）**
- **平成12年（2000年）1月 改正法施行**
- **平成14年（2002年）4月 管理開始**

著作権法附則第14条の削除について②

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○著作権審議会 第1小委員会審議経過報告（平成4年3月30日）

著作権審議会第1小委員会は、著作権審議会総会からの付託を受けて、平成3年9月から、著作権制度上の当面解決すべき課題のうち、①電子出版の展望と著作者等の権利、②メディアの複合化と著作者等の権利、③映画の二次的利用に伴う実演家の権利、④映画の二次的利用に伴う映画監督等の権利、⑤音楽の著作物の再生演奏に関する権利、⑥写真の著作物の保護期間の延長について関係者からヒアリングを行い、その対応方策を検討してきた結果、今後、それぞれの課題について次のように取扱うのが適当であると考ええる。

3. 法律改正を行う方向で条件整備等を進めることが適当な事項

ア. 音楽の著作物の再生演奏に関する権利

(1) 問題の経緯

現行著作権法第22条においては、「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」と規定しているが、附則第14条において、現行法制定時の経過措置として、当分の間、適法に録音された音楽の著作物の再生演奏（市販のCD等の再生演奏）については、放送又は有線送信に該当するもの、及び音楽喫茶、ダンスホール、ディスコ等営利を目的として音楽の著作物を使用する事業を除き、出所の明示を条件として著作権者の許諾を得なくても自由に行いうるという、旧著作権法（明治32年）第30条第1項第8号の取扱いを存続することとしている。これは、旧法の制度を現行法において一挙に廃止することは、社会的影響が大きいことを考慮して、この経過措置を設けることとしたものであるが、音楽著作権関係者からは長年に渡り、この経過措置の廃止を求める要望が続けられてきている。

(2) 今後の取扱い

附則第14条は、本来、あくまでも経過措置であって将来廃止されるべきことが予定されていたものであり、また、著作権関係条約上の観点からも、廃止されることが適当であると考えられる。

最近、有線音楽放送の発達・普及に伴って、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、有線音楽放送の利用へ転換してきており、直接レコードを用いて再生演奏しているケースが減少してきていることから、附則第14条の廃止による社会的影響は軽減してきていると考えられるところである。現行法施行後、既に20年以上が経過しており、近年の我が国の国際的地位の向上を考慮すれば、このような環境の変化を踏まえて、早急に附則第14条を廃止することが必要となっていると考えられる。

このため、附則第14条の廃止による社会的影響は軽減してきたとはいえ、なお、広範囲に渡ることも予想されるところであるので、（社）日本音楽著作権協会を中心として、音楽の著作権関係者による、①利用者の理解を深めるための広報活動の充実とともに、②廃止後の演奏権処理に関する円滑な許諾及び使用料徴収システムの構築等の条件整備を進めることが必要である。

また、有線音楽放送を受信して遊技場や喫茶店等の施設内へ音楽を流すこと（公の伝達）については、有線音楽放送用の専用受信機を用いており、第38条第3項第2文に基づいて、権利者の許諾が不要な「通常の家計用受信装置」による公の伝達には当たらないと考えられるが、音楽の著作権者は附則第14条による措置とのバランスを考慮して、これまで権利行使を行うかどうかの姿勢を明らかにしてきていない。今後、附則第14条の廃止により、レコードによる再生演奏についても権利が及ぶこととした場合、有線音楽放送を受信して公に伝達する行為に対する権利行使についても、レコードによる再生演奏に対する権利行使とのバランスに留意して、音楽の著作権者において、この点の姿勢を明確にする必要があるとの指摘がある。

今後速やかに附則第14条を廃止しうよう、音楽の著作権者において以上のような条件整備に積極的に取り組むとともに、文化庁においても必要な指導助言を行うことを期待するものである。その進捗状況に応じ、著作権審議会の適切な場において、具体的な立法措置について判断を行うことが適当であると考ええる。

なお、放送や有線放送を受信して「通常の家計用受信装置」により公に伝達する場合に関する第38条第3項第2文の取扱いについては、従来から議論のあるところであり、実態を踏まえながら、継続して検討することが必要であると考えられる。

著作権法附則第14条の削除について③

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

著作権審議会 第1小委員会審議経過報告（平成8年9月20）

著作権審議会第1小委員会は、本年4月以来、当面の著作権法改正事項として、1) 著作隣接権の遡及的保護の拡大、2) 執行・罰則規定の整備、3) 写真の保護期間の見直し、4) 著作権の保護期間の延長、5) 録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）という5項目について審議を行い、約200団体に対して書面での意見を求め、検討を進めた。

V. 録音物の再生演奏（附則第14条の廃止）について

音楽の著作物の演奏には原則として演奏権が働くことになっているが、レコード等録音物の再生による演奏については、法附則第14条の規定により、放送又は有線送信に該当するもの及び音楽喫茶、ダンスホール等の事業以外においては、営利事業におけるものであっても自由に行い得ることになっている。

この法附則第14条の規定は、昭和45年の著作権法の全面改正の際に、旧著作権法において録音物の再生による演奏が自由に行えることになっていたのを改めることにより生ずる社会的影響に配慮して、「当分の間」の経過措置として定められたものである。

しかしながら、現行法制定以来、既に20数年が経過しており、平成4年3月に本小委員会が公表した審議の取りまとめにおいては、「（社）日本音楽著作権協会を中心として、音楽の著作権関係者による、1) 利用者の理解を深めるための広報活動の充実とともに、2) 廃止後の演奏権処理に関する円滑な許諾及び使用料徴収システムの構築等」の条件整備を進め、その進捗状況に応じ、具体的な立法措置について判断を行うことが適当であるとされ、これを受け、（社）日本音楽著作権協会において、1) 全国環境衛生同業組合をはじめとする利用者団体に対し、附則第14条廃止の必要性及び廃止後の演奏権管理について、機会あるごとに理解を求めるとともに、2) 円滑な使用許諾及び使用料徴収のシステム構築の一環として、管理体制の充実（支部の増設、職員の増員）を行ってきたところである。

今回の関係団体からの意見においては、利用者の団体の中にも改正に理解を示すものが増えてきつつあるものの、附則第14条の廃止に向けた具体的な使用料徴収システムの構築などの体制整備が不十分であるといった指摘があった。

附則第14条の立法趣旨に立ち返ってみれば、先にも述べたとおり、本条はあくまで「当分の間」の経過的な措置として規定されたものであり、決して録音物の利用者に対する半永久的な既得権を付与したものではない。この点については、次第に利用者団体においても、将来的に廃止されるべき事項であるとの理解は深まってきているものと思われるが、本条については、現行法制定時から、条件が整い次第いずれは廃止さるべきことが予定されていることを関係者は今一度銘記しておくことが必要である。

しかしながら、現時点においては、附則第14条の廃止により影響を受ける利用者団体の理解は未だ十分とはいえないため、今後とも（社）日本音楽著作権協会を中心として、附則第14条の廃止に向けての更なる広報活動に積極的に取り組んでいく必要がある。加えて、附則第14条の廃止のためには、廃止した場合の権利処理の在り方について青写真を示し、円滑な権利処理ルールの整備に向けて具体的に取り組んでいく必要がある。また、利用者においても、権利者団体が進めている取組を理解し協力していくことが肝要であろう。

附則第14条の廃止の問題については、上記の諸点を踏まえつつ、できるだけ早期に法律改正を行う方向で、今後も、積極的に検討を進めていくべきものと考えられる。

著作権法附則第14条の削除について④

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

「著作権審議会 第1小委員会審議のまとめ」（平成10年12月）

3 音楽の著作物の演奏権に係る経過措置（附則第14条）について

（1）現行著作権法における取扱い

音楽の著作物を公衆に対して技術的装置を用いて聴覚的に提示することについては演奏権（第22条）が認められている。なお、「演奏」には直接公衆の前で生の演奏を行うことの他に、「録音されたものを再生すること」及び「電気通信設備を用いて伝達するもの」が含まれる（第2条第7項）。

しかし、演奏権については、附則第14条により、当分の間、市販のレコード等適法に録音された音楽の著作物の再生演奏については、公衆送信に該当するもの及び著作権法施行令附則第3条の各号に定める音楽喫茶、ダンスホール、ディスコ等営利を目的として音楽の著作物を使用する事業を除き、演奏権が制限され、著作権者の許諾を得なくても自由に行うことができることとなっている。

この附則第14条の規定は、旧法下においては、適法に録音された音楽の著作物の再生演奏が自由に行えることとなっており、このような長期間にわたり形成された社会的慣行やレコード使用の実態を踏まえると、昭和45年の著作権法全面改正時に、即時に演奏権を適用することは社会的影響が大きいと考えられたことから設けられたものである。

（2）附則第14条の取扱いについて

附則第14条については、現行法制定後相当の期間が経過していることから、著作権審議会において、これまでも検討が行われてきており、平成4年3月の第1小委員会の審議のまとめにおいては、「音楽著作権の管理体制の整備及び利用者の理解の促進などの条件整備を進め、その進捗状況に応じ具体的な立法措置について判断を行うことが適当である。」とされ、また、平成8年9月の第1小委員会審議経過報告においては「利用者団体の理解を得るための広報活動への積極的取組み及び附則第14条を廃止した場合の円滑な権利処理ルールの整備に向けた具体的取組みが必要であることを踏まえつつ、できるだけ早期に法律改正を行う方向で、今後も、積極的に検討を進めていくべきものであると考えられる。」とされているところである。なお、附則第14条については、平成8年7月にWTO（世界貿易機関）の場で行われたTRIPS理事会における各国著作権法レビューにおいても、ECからベルヌ条約違反ではないかと公式に指摘されていたところである。

附則第14条の取扱いについては、（1）近年の有線音楽放送の発達・普及に伴い、遊技場や喫茶店等、従来附則第14条により演奏権の対象外として大きな割合を占めていた施設等が、レコードの再生演奏から有線音楽放送の利用に転換してきており、附則第14条の廃止による直接的な社会的影響は減少してきていること、（2）本規定は当分の間の規定であるにも関わらず、既に現行法制定後約30年が経過しており、一定の条件整備を前提としながらも、附則第14条の廃止に関する利用者団体等の理解も得られつつあること、（3）2（「公衆への伝達権」について）で記述したとおり、他の著作物については公衆への伝達に関する権利が認められることとなるにも関わらず、音楽の著作物のみ、公衆への伝達のうち適法録音物の再生演奏について権利を認めないことは、権利保護の均衡を著しく失することとなること等から、早急に附則第14条を廃止することが必要である。

その際、音楽の著作物が幅広く社会的に利用されている実態を踏まえ、権利者団体は、利用者団体等に対し、実際の権利処理のルール、スケジュールを早期に提示するとともに、利用者団体等との十分な協議を行うなど、演奏権管理の円滑な実施に向け、十分配慮する必要がある。

WPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）の概要

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

経緯

1996年（平成8年）12月 本条約の採択 @ジュネーヴ
2002年（平成14年）5月 本条約の効力発生
2002年（平成14年）7月 日本が加入書を寄託
2002年（平成14年）10月 日本において効力発生

※2025年8月末現在、114か国が締結済み

概要

近年、ネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて音楽データ等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、レコード等の完全な複製が容易に作成されるようになった。

こうした新たな状況に対応し、国際的な著作隣接権の保護システムの改善を図ることを目的として採択された条約であり、ローマ条約とは独立した別個の条約である。

（主な規定）

※下線はローマ条約では規定されていなかった権利等

実演家の権利	レコード製作者の権利	共通規定
・<u>人格権（第5条）</u> ・<u>放送権（第6条）</u> ・<u>固定権（第6条）</u> ・<u>複製権（第7条）</u> ・<u>譲渡権（第8条）</u> ・<u>貸与権（第9条）</u> ・<u>利用可能化権（第10条）</u>	・複製権（第11条） ・<u>譲渡権（第12条）</u> ・<u>貸与権（第13条）</u> ・<u>利用可能化権（第14条）</u>	・内国民待遇（ローマ型注1）（第4条） ・放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権（第15条） ・<u>保護期間（50年）（第17条）</u> ・<u>技術的保護手段に関する義務（第18条）</u> ・<u>権利管理情報に関する義務（第19条）</u> ・<u>無方式主義（第20条）</u> ・<u>遡及注2（第22条）</u>

注1 ローマ型内国民待遇・・・条約上規定する権利についてのみ内国民待遇を付与

注2 遡及・・・条約の発効前に創作された著作物等であっても、発行時に保護されていたものについては保護

○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（抄）（1996年採択、我が国は2002年締結）

第二条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的若しくは美術的著作物又は民間伝承の表現を上演し、歌唱し、口演し、朗詠し、演奏し、演出し又はその他の方法によって実演する者をいう。
- (b) 「レコード」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの固定物（映画その他の視聴覚的著作物に組み込まれて固定されたものを除く。）をいう。
- (c) 「固定物」とは、音又は音を表すものの収録物であって、装置を用いることにより知覚し、再生し又は伝達することができるものをいう。
- (d) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音又は音を表すものの最初の固定について主導し、かつ、責任を有する自然人又は法人をいう。
- (e) 固定された実演又はレコードの「発行」とは、権利者の同意を得て、当該固定された実演又はレコードの複製物を公衆に提供することをいう。ただし、当該複製物が相当な数量で提供される場合に限る。
- (f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信、映像及び音の送信又はこれらを表すものの送信をいう。衛星によるこれらの送信も「放送」である。暗号化された信号の送信は、暗号解除の手段が放送機関により又はその同意を得て公衆に提供される場合には、「放送」である。
- (g) 実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。**第十五条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。**

第三条 この条約に基づく保護の受益者

- (1) 締約国は、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者に対して、この条約に定める保護を与える。
- (2) 「他の締約国の国民」とは、この条約のすべての締約国がローマ条約の締約国であるとしたならば、同条約に規定する保護の適格性の基準を満たすこととなる実演家又はレコード製作者をいう。締約国は、当該適格性の基準に関して、前条に定める定義を適用する。
- (3) ローマ条約第五条 3 の規定又は同条の規定の適用上同条約第十七条の規定を用いる締約国は、世界知的所有権機関（W I P O）事務局長に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

第四条 内国民待遇

- (1) 各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十五条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、前条(2)に規定する他の締約国の国民に与える。
- (2) (1)に規定する義務は、他の締約国が第十五条(3)の規定によって認められている留保を付する場合には、その留保の範囲においては適用しない。

第十条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第十四条 レコードの利用可能化権

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第十五条 放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権

- (1) **実演家及びレコード製作者**は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。
- (2) 締約国は、実演家若しくはレコード製作者又はその双方のいずれが利用者に対して単一の衡平な報酬を請求するかについて、その国内法令において定めることができる。締約国は、単一の衡平な報酬を配分する条件について実演家とレコード製作者との間に合意がない場合には、当該条件を定める国内法令を制定することができる。
- (3) いずれの締約国も、(1)の規定を特定の利用にのみ適用すること、(1)の規定の適用を他の方法により制限すること又は(1)の規定を適用しないことを、世界知的著作権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。
- (4) この条の規定の適用上、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードは、商業上の目的のために発行されたものとみなす。

第十六条 制限及び例外

- (1) 締約国は、実演家及びレコード製作者の保護に関して、文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。
- (2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

第15条に係る合意声明：

第15条の規定は、デジタル時代において実演家及びレコード製作者が享有すべき放送及び公衆への伝達に係る権利の水準に関し、完全な解決策を提示しているものではないと理解される。各国は、一定の状況において許諾権を付与するような提案や、留保の可能性を認めない権利に関する提案など、異なる諸提案について、コンセンサスを達成することができなかったため、これらの課題は将来において解決されるべきものとした。

WPPTに係る日本の留保宣言の変遷①

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

平成14年の締結当初は、放送及び有線放送において商業用レコードが直接利用される場合のみに権利を限定していた。その後、平成18年のIPマルチキャスト放送に係る著作権法改正を踏まえ、平成20年には入力型自動公衆送信に係る記載が加わるとともに、「商業用レコード」を「商業上の目的のために発行されたレコード」に修正し、放送及び有線放送に係る間接の利用も追加された。

①外務省告示第三百一号 平成十四年七月十二日（抄）

日本国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」の加入書を平成十四年七月九日に世界知的著作権機関事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第三十条(ii)の規定に従い、平成十四年十月九日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約の規定に基づいて次の宣言を世界知的著作権機関の事務局長に通告した。

- 1 第三条(3)の規定に基づき、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。
- 2 第十五条(3)の規定に基づき、放送及び有線放送において商業用レコードが直接利用される場合に同条(1)の規定を適用すること。
- 3 第十五条(3)の規定に基づき、同条により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、相互主義に従い当該留保の範囲に制限して同条(1)の規定を適用すること。
- 4 第十五条(3)の規定に基づき、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、同条(1)の規定を適用しないこと。

②外務省告示第六十二号 平成二十年一月三十日（抄）

日本国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」の加入書を寄託する際に同条約の規定に基づいて宣言を付していたところ、同宣言を次の通り修正する旨を平成二十年一月二十一日に世界知的著作権機関の事務局長に通告した。

よって、同宣言の修正は、平成二十年一月二十一日に効力を生じた。

一 本宣言 2 を次のように改める。

- 2 第十五条(3)の規定に基づき、放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」において商業上の目的のために発行されたレコードが直接又は間接に利用される場合に同条(1)の規定を適用すること。

本宣言において「入力型自動公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置に情報を入力することにより、公衆からの求めに応じ自動的に行われる送信をいう。

二 本宣言 4 を次のように改める。

- 4 第十五条(3)の規定に基づき、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、「入力型自動公衆送信」における直接又は間接の利用の場合に同条(1)の規定を適用すること。

TPP11協定について

平成30年12月7日法制・基本問題
小委員会第7回 会議資料より

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

概 要

アジア太平洋地域11か国（※）において交渉が進められている新たな経済連携協定。米国を含む12か国により、2016年に署名された環太平洋パートナーシップ協定（TPP12）における合意内容の一部を凍結し、その他の合意内容を早期に実現することを目指している。

（※）・・・豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

TPP12及びTPP11のこれまでの経緯

2013年

7月 日本がTPP12交渉参加

2016年

2月 TPP12署名

12月 TPP12及びTPP12整備法成立(未施行)

2017年

1月 TPP12から米国の離脱

5月 TPP11の検討開始

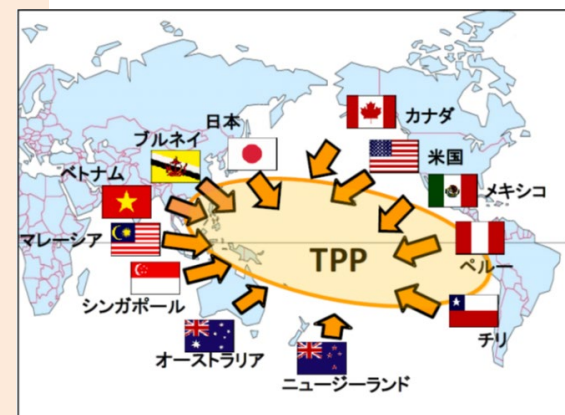
12月 TPP11の大筋合意

2018年

3月 署名

6月 TPP11及びTPP11整備法成立

7月 国内手続完了の通報



TPP11の合意内容（著作権分野）

- TPP11においては、原則、TPP12で合意された内容（①著作物等の保護期間の延長、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化、③アクセスコントロールの回避等に関する措置、④**配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与**、⑤損害賠償に関する規定の見直し）を**維持**し、著作権に係る規定を含む22項目（前記のうち①及び③）については凍結することとなっている。なお「凍結」については、各国がそれぞれの判断でその内容を実施することを妨げるものではない。
- 我が国はTPP12のハイスタンドを目指す立場から凍結項目も含めて実施するため、TPP11発効日にTPP12整備法を施行させるための法改正を行った（第196回通常国会）。
- TPP11は協定加盟国の過半数（6か国）が国内法整備を終えた旨を通報してから60日後に発効。平成30年10月31日、6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州）が国内手続を完了した旨を通報したことから、同年12月30日に発効。

WPPTに係る日本の留保宣言の変遷②

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

TPP11及びこれを受けた平成30年の著作権法改正により著作権法第95条及び第97条で定める「商業用レコード」の範囲に「送信可能化されたレコード」が加わったことを踏まえ、WPPTにおける「送信可能化されたレコード（有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコード）」についても、放送、有線放送における利用の場合に係る規定を適用することとなった。

③外務省告示第五十三号 令和元年六月二十七日（抄）

日本国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を寄託する際に同条約の規定に基づいて宣言を付していたところ、同宣言を次の通り修正する旨を令和元年五月二十七日に世界知的所有権機関の事務局長に通告した。

よって、同宣言の修正は、令和元年八月二十七日に効力を生じる。

本宣言 4 を次のように改める。

4 第十五条(3)の規定に基づき、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」における直接又は間接の利用の場合に同条(1)の規定を適用すること。

WPPTに係る日本の留保宣言の変遷③

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

以上を踏まえた最新の留保宣言は以下のとおり。2ポツは平成20年、4ポツは令和元年、それ以外は平成14年のWPPT締結時の留保宣言によるものである。

○最新の留保宣言の内容

1. 第三条(3)の規定に基づき、保護の対象となる他の締約国のレコード製作者の範囲の決定に際しては、発行の基準を適用しないこと。
2. 第十五条(3)の規定に基づき、**放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」において商業上の目的のために発行されたレコードが直接又は間接に利用される場合に同条(1)の規定を適用**すること。本宣言において「入力型自動公衆送信」とは、公衆によって直接受信されることを目的として、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置に情報を入力することにより、公衆からの求めに応じ自動的に行われる送信をいう。
3. 第十五条(3)の規定に基づき、同条により留保を付している国の国民をレコード製作者とするレコードについては、相互主義に従い当該留保の範囲に制限して同条(1)の規定を適用すること。
4. 第十五条(3)の規定に基づき、**有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置かれたレコードについては、放送、有線放送及び「入力型自動公衆送信」における直接又は間接の利用の場合に同条(1)の規定を適用**すること。

(参考) WPPT第2条 (g) 「公衆への伝達」の範囲に関する解釈

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（抄）

第二条 定義

(g) 実演又はレコードの「公衆への伝達」とは、実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信することをいう。

第十五条の規定の適用上、「公衆への伝達」は、レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすることを含む。

WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説

P 2 7 6

PPT 2. 2 1

(g)における「公衆への伝達」の最初のフレーズは、これを、放送以外の何らかの媒体による公衆への送信と定義している。したがってこの定義は、公衆によって受信されるための無線送信は除外しているが、いったん送信されたもの（放送されたものを含む）の有線再送信はすべて含んでいる。また、この定義には、有線（又は無線）による（レコードに固定された）実演・レコードの「利用可能化」（WPPT第10条及び第14条に規定されている）は含まれていない、ということにも注意する必要がある。

PPT 2. 2 2

(g)における「公衆への伝達」の2番目のフレーズは、（第15条の規定に適用上に限り）「公衆への伝達」という概念を「レコードに固定された音又は音を表すものを公衆が聴くことができるようにすること」に拡大している。このような行為は、公衆の面前で行われるか、又は、少なくとも公衆向けにオープンになっている場所で行われるものであり、ベルヌ条約の場合には「上演・演奏」（第11条(1)(i)及び第11条の3(1)(i)) 又は放送された著作物の音の「公の伝達」（第11条の2(1)(i)) に該当する。

WIPO特定の著作権及び隣接権問題に関する外交会議、外交会議にて実演家及びレコード製作者の権利の保護に関する条約の実体規定のための基礎提案より ジュネーブ、1996年12月2日～20日（仮訳）

第2条に関する注

「公衆の伝達」とはレコードに固定された音又は音の表現物を公衆が聴取し得るようにすることを含むものである。この種の伝達には、ディスクにおけるジュークボックスなどによるレコードの直接再生を含み得るものである。定義のこの部分はさらに、カフェ、レストラン、ホテルのロビー、その他公衆に開かれた場所に設置されたラジオ又はテレビ受信機を通してなど、間接的な方法により、レコードに固定された音を公衆が聴取可能とすることを対象とするように意図されている。

第23期(R5)文化審議会著作権分科会政策小委員会における論点(抜粋)

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る現状、課題、論点

5 関連する諸制度の在り方

(レコード演奏・伝達権)

- 商業用レコード(音楽 CD やインターネット配信音源等)を用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、実演家及びレコード製作者に二次使用料を払う必要がある(著作権法第 95 条第1項、第 97 条第1項)が、商業用レコードを用いて、店舗等が公の場(ホテルやレストラン等)で利用する場合の権利(いわゆるレコード演奏・伝達権)については付与されていない。商業用レコードが公の場で利用される場合については、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(いわゆる WPPT)第15 条第1項や実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(いわゆるローマ条約)第 12 条で、実演家及びレコード製作者への報酬請求権の導入が求められているが、留保を付すことが可能(WPPT 第15 条第 3 項及びローマ条約第 16 条)であり、日本は留保を宣言している。
 - 店舗等が公の場で商業用レコードを利用する実態は以前より引き続き存在するものの、コンテンツの提供の在り方がストリーミング形式へと変遷していることの影響を受け、例えば、デジタルプラットフォームサービスの利用規約においては私的利用に限ることが求められているにも関わらず、そうした利用条件の範囲を超えて店舗等においてデジタルプラットフォームサービスの提供する音楽を利用している実態もあるという指摘がある。
 - こうした現状と動向を踏まえ、我が国におけるレコード演奏・伝達権の在り方についてどのような方向で考えるか。
- ・ 店舗等における音楽の利用に対し、店舗等を利用する消費者の意向や個々の利用の実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえ、特に実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元についてどのように考えるべきか

第24期(R6)文化審議会著作権分科会政策小委員会の審議経過報告(抜粋)

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

令和6年度政策小委員会の審議の経過等について

2. 審議状況について

(1)DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について

(ii)関連する諸制度の在り方について

レコード演奏・伝達権については、第23期において、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性を確認したところである。今期の本小委員会においては、日本レコード協会及び日本芸能実演家団体協議会、日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟から、レコード演奏・伝達権の導入の必要性や導入に向けた国民の理解の醸成、導入後の徴収体制に関する検討状況についてヒアリングを行い、質疑・意見交換を行った。意見交換の中では、導入の必要性は理解するが、個別の利用場面毎に権利導入がどのような影響を及ぼすのか整理が必要である、といった意見も見られたが、**著作権者と著作隣接権者のバランスや国際的な調和を図るべきときが来ているのではないか、といった権利導入を前向きに捉える意見**などが交わされた。

今後、今期確認した論点及び審議の経過等を踏まえ、論点の検討をさらに深めていくことが必要である。特に、**レコード演奏・伝達権については、権利者における社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、来年度(注:令和7年度)以降、本格的に議論を深めることが必要**である。

政策文書におけるレコード演奏・伝達権関連記載

ローマ条約
から現行
著作権法

附則14条
の削除

WPPT
以降

○経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抄）

レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。

○新たな資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（2025年6月13日閣議決定）（抄）

我が国の音楽、アーティストの海外展開を一層促進し、アーティスト等への望ましい対価還元を図るため、「レコード演奏・伝達権」の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み、国際的な著作権制度との調和等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

○知的財産推進計画2025～IPトランスフォーメーション～（2025年6月3日知的財産戦略本部）（抄）

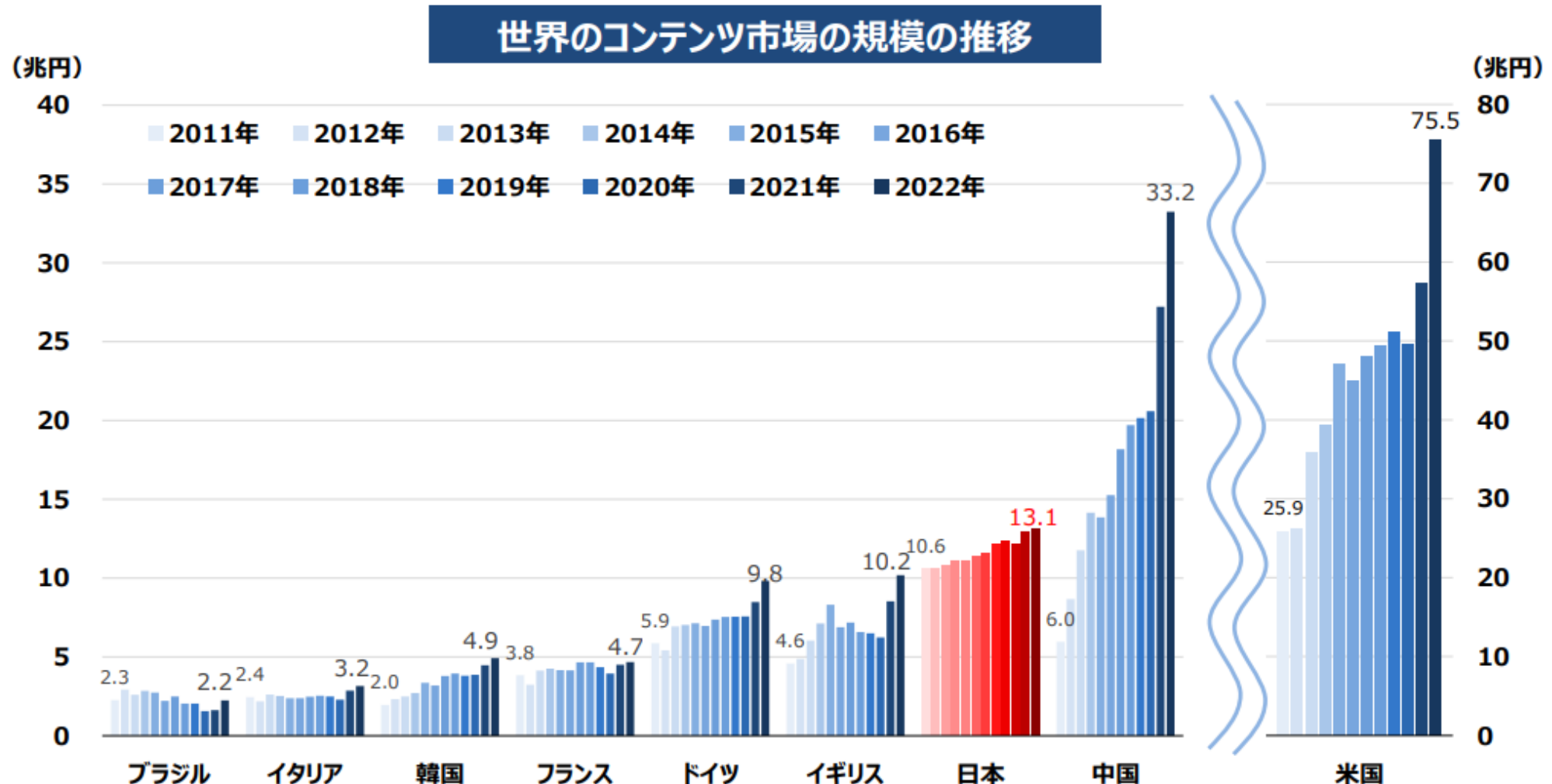
アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る。

2. コンテンツ産業及び 音楽産業の状況

世界のコンテンツ市場の規模

新しい資本主義実現会議（第26回）
の基礎資料の改訂・再編版 p 1
令和6年9月9日

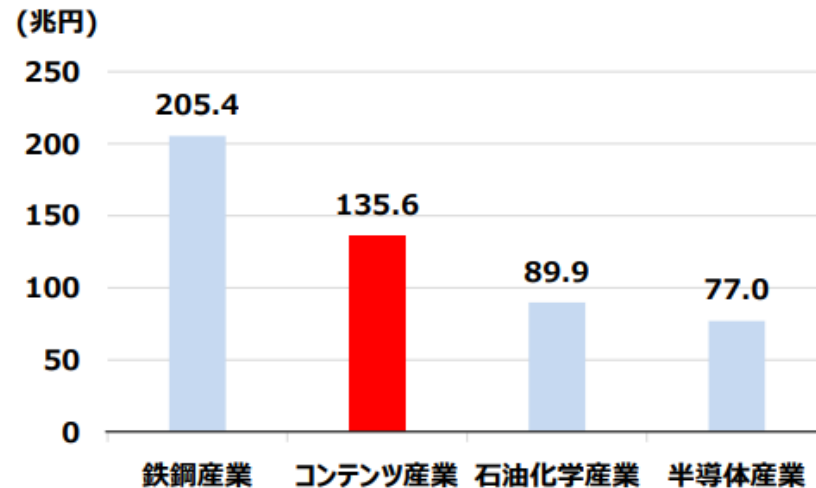
- 世界のコンテンツ市場規模の推移を見ると、日本は世界第3位。2022年は13.1兆円。
- 中国は、2013年に日本を抜き世界第2位へ。2022年時点で日本の2.5倍の市場規模（33.2兆円）。



コンテンツ産業の世界市場・我が国輸出額規模の相場感

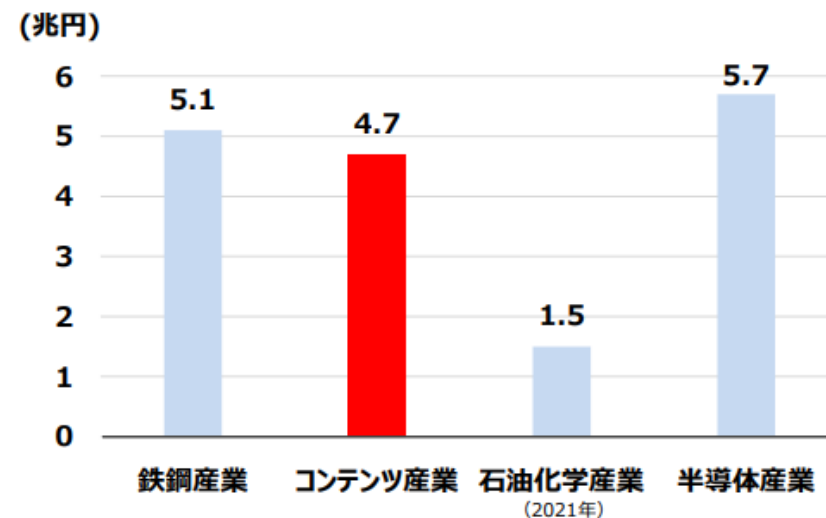
- 世界のコンテンツ市場の規模は、石油化学産業、半導体産業よりも大きい。
- 日本由来コンテンツの海外売上は、鉄鋼産業、半導体産業の輸出額に匹敵する規模。

コンテンツ産業の世界市場規模



(注) 2022年のデータ

我が国の産業の輸出額等の規模感比較



(注) 2022年のデータ（ただし、石油化学産業のみ2021年のデータ）

(注) 2022年は1ドル＝128.4円で算出。

(出所) 以下を基に作成。

鉄鋼 世界市場…株式会社グローバルインフォメーション「鉄鋼の世界規模、2027年に1兆9286億米ドル到達予測」 <https://japan.zdnet.com/release/30847425/>

輸出額 …一般社団法人日本鉄鋼連盟 鉄鋼輸出入実績概況 <https://www.jisf.or.jp/data/boeki/index.html>

コンテンツ 世界市場…PwC グローバル エンタテインメント&メディアアウトLOOK2023-2027 (注)映画・ラジオ・ポッドキャスト・新聞・雑誌・本・映像配信・テレビ・ゲーム・eスポーツ・VR・モバイルAR・音楽を抽出

輸出額 …株式会社ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2024 速報版」※海外市場の売上

<http://humanmedia.co.jp/database/PDF/DB2023v3tirashi.pdf>

石油化学 世界市場…株式会社グローバルインフォメーション「石油化学製品の世界規模、2027年に7867億4000万米ドル到達予測」 <https://japan.zdnet.com/release/30892496/>

輸出額 …石油化学工業協会 石油化学製品の国別輸出額 https://www.jpca.or.jp/statistics/annual/kuni_ex_im.html

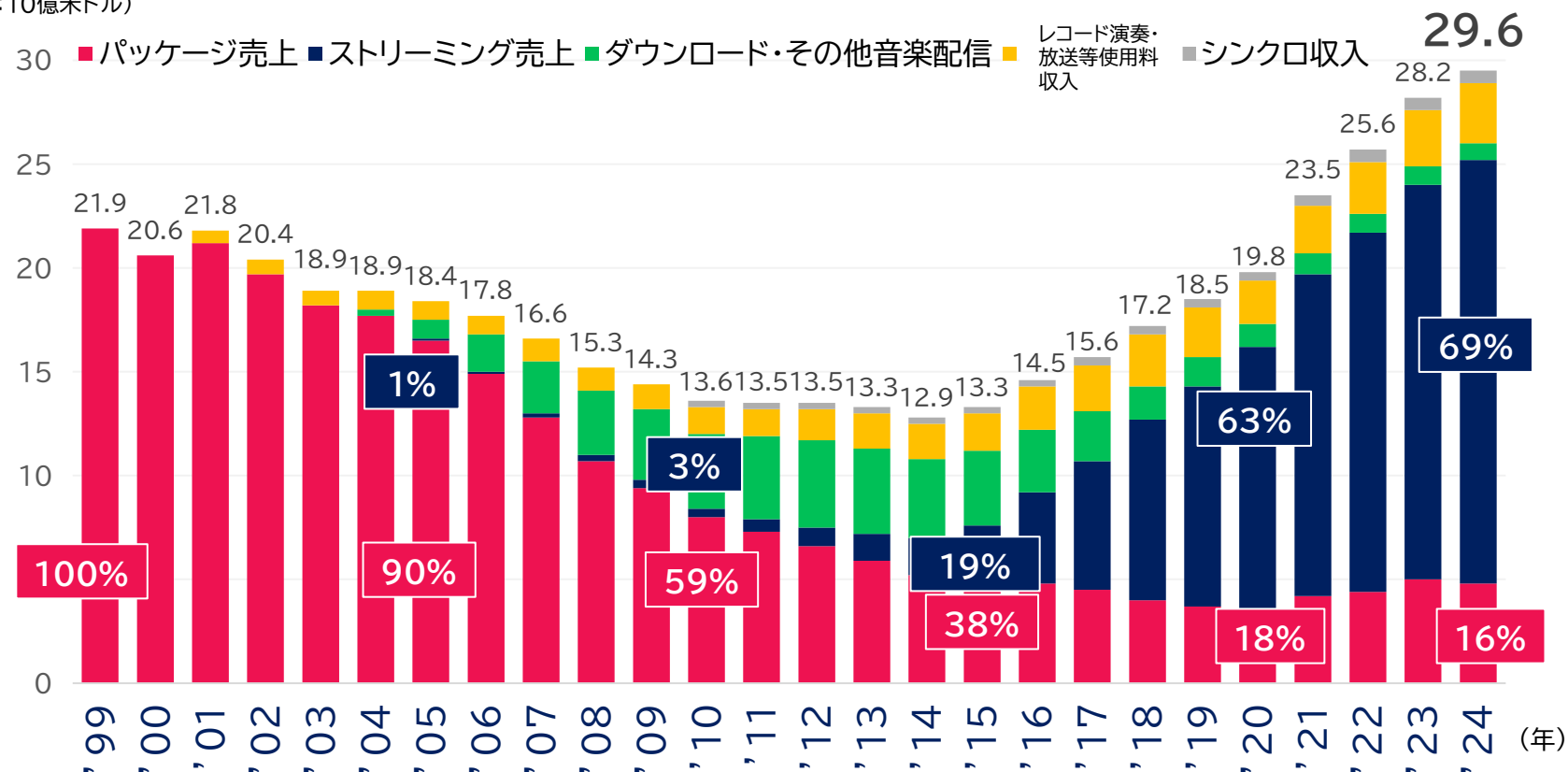
半導体 世界市場…WORLD SEMICONDUCTOR TRADE STATISTICS (世界半導体市場統計)

輸出額 …財務省貿易統計 (半導体等電子部品)

世界の音楽売上推移

- ・ 2024年の全世界レコード産業市場規模は、**前年比4.8%増の約296億USD**（約4兆5,000億円）
- ・ 10年連続でプラス成長となり、**今世紀最高売上**を更新

（単位：10億米ドル）

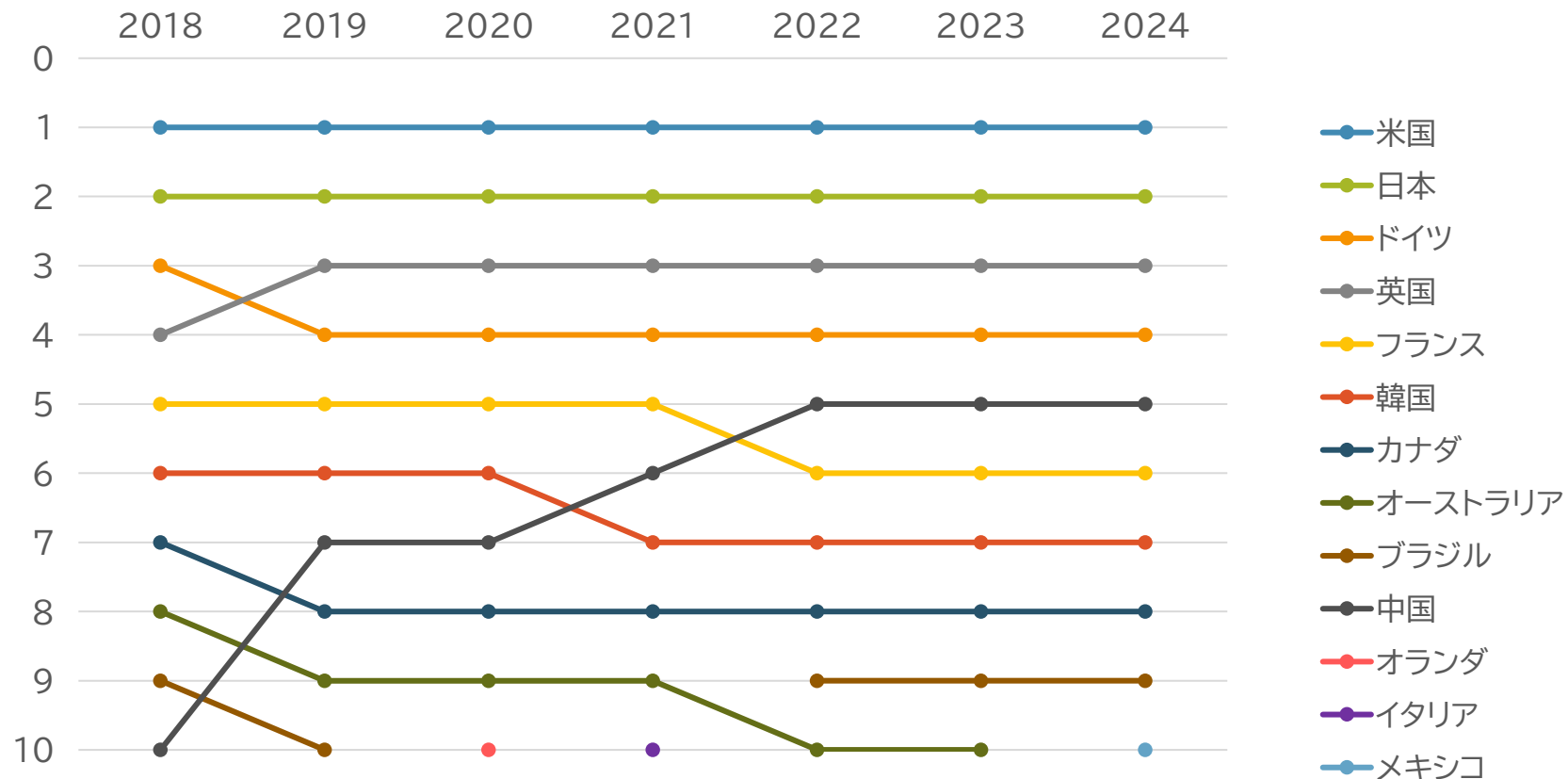


出典：IFPI「GLOBAL MUSIC REPORT 2025」

国別の音楽売上ランキング(TOP10)

○IFPI(International Federation of the Phonographic Industry)による国別の音楽ランキング(TOP10)では、2019年から2024年まで、TOP3は米国、日本、英国で固定化。

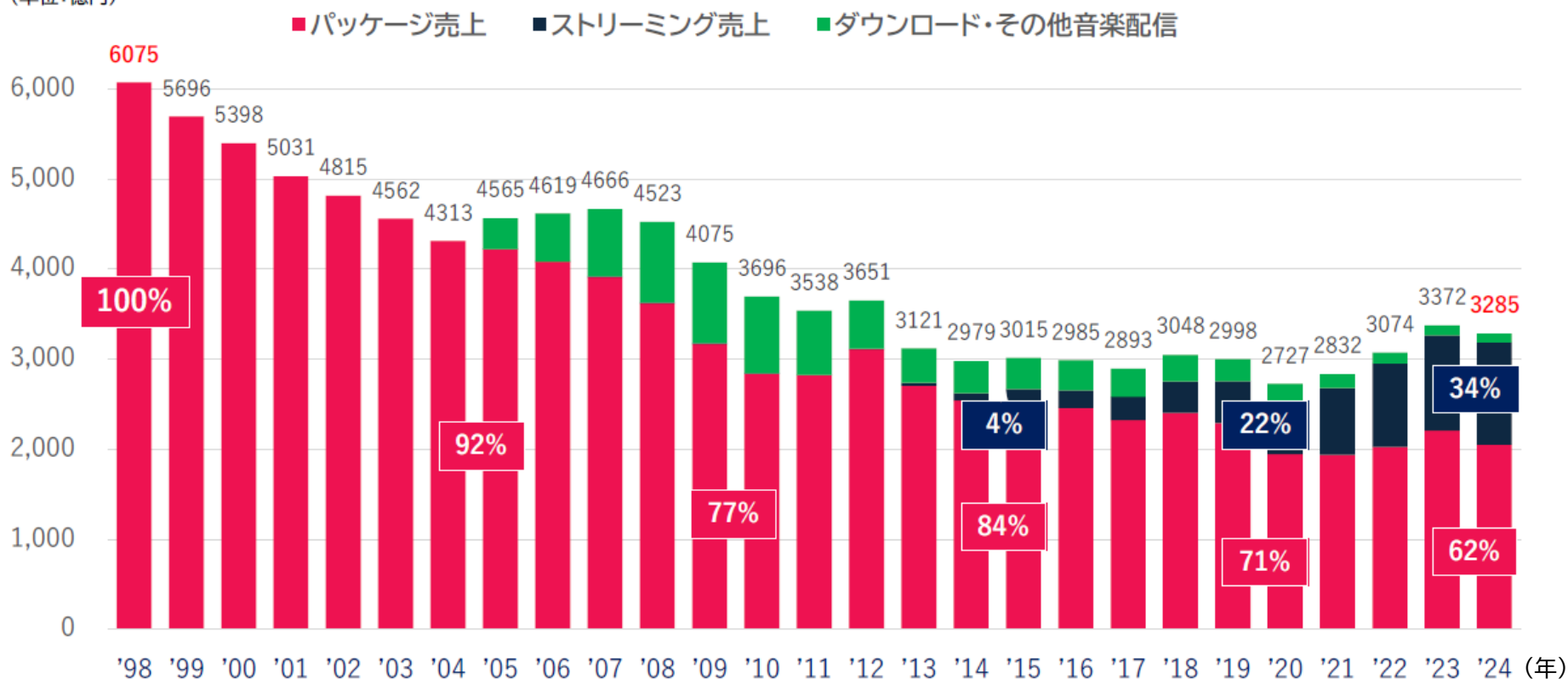
国別の音楽売上ランキング(TOP10 2018-2024年)



日本の音楽売上推移

- ・ 2024年は、トータル約**3,285億円**(前年より微減)
- ・ レコード産業のピークは**1998年(約6,075億円)**

(単位:億円)

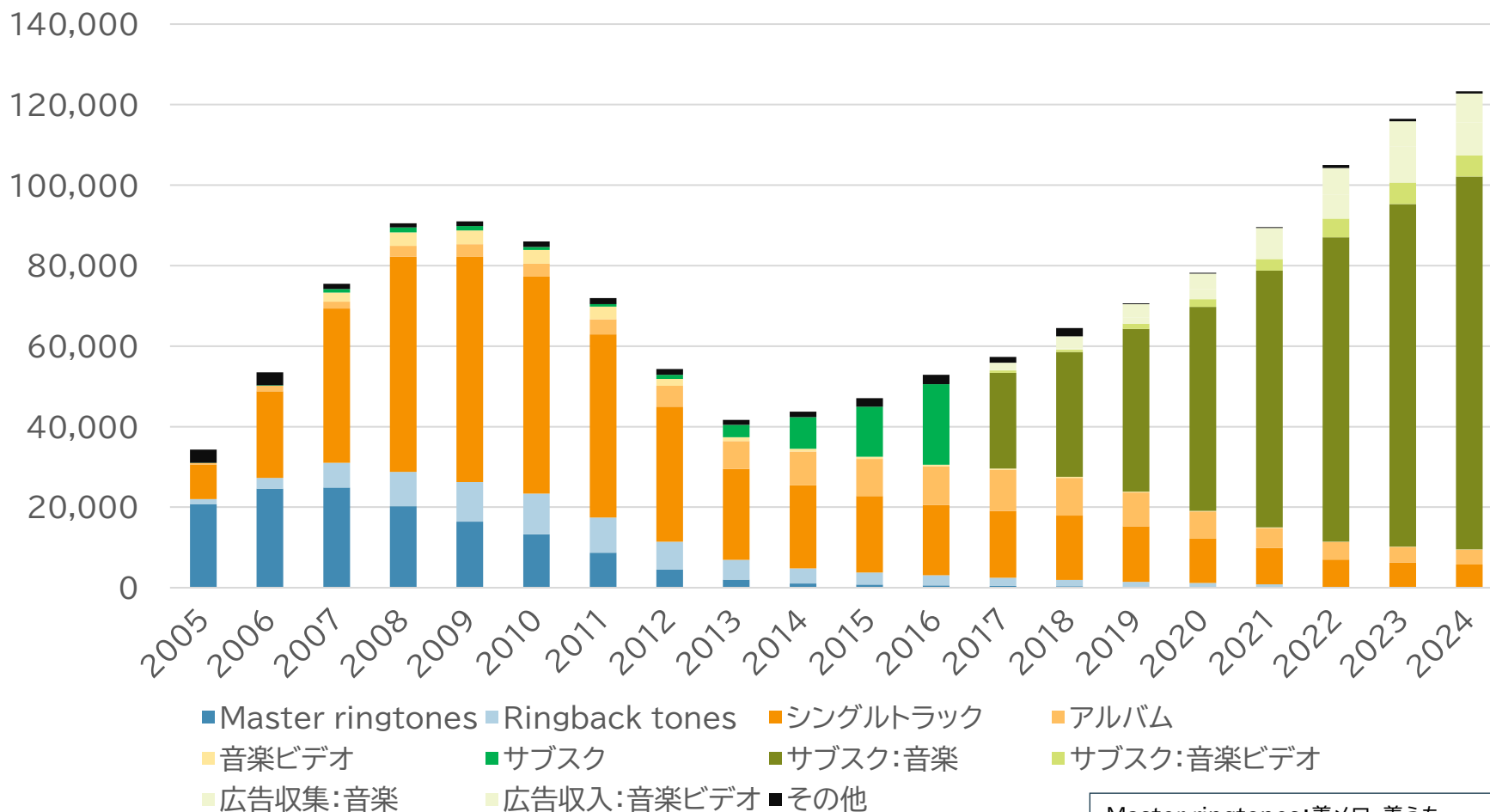


出典: 日本レコード協会 統計データ

日本の音楽配信売上推移

○2012年頃まではフィーチャーフォン向け音楽ダウンロードサービス(Master ringtones, Ringback tones)や、シングルトラックの配信売上げが優勢。
○2013年頃からサブスクリプションの売上げが急激に拡大している。

単位:百万円



Master ringtones: 着メロ、着うた
Ringback tones: メロディーコール、待ちうた

サブスクリプション型サービスにおける対価還元について(ヒアリングに基づく一例)

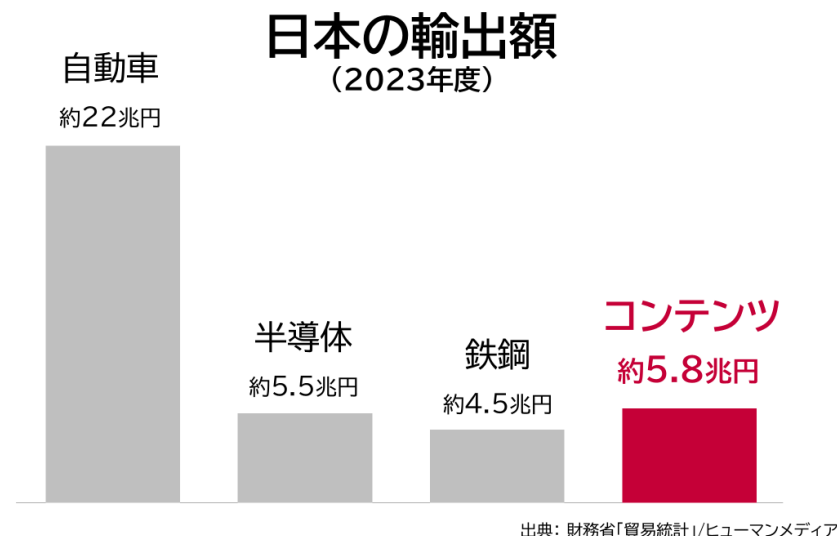
- 文化庁によるクリエイターへのヒアリング調査においては、あるサブスクリプション型サービス事業者の場合、ある時期における1楽曲の著作権使用料は、1再生あたりに換算すると0.16円と試算された。(あくまでもヒアリングで得られた一見解に基づくもの)
- 上記の著作権使用料は、音楽出版社・作詞家・作曲家の三者にそれぞれ分配される。
※音楽出版社・作詞家・作曲家間の使用料の分配率は、実際は三者間における取り決めによる。
- 仮に、クリエイター(作詞家・作曲家)が受け取る1楽曲1再生当たりの著作権使用料を0.04円(音楽出版社が0.08円、作詞家・作曲家が0.04円ずつの計算)と仮定した場合、100万再生でようやく4万円。なお、一般的な楽曲の再生数は1万回程度であり、100万回再生を達成することは、相当程度難しい。
- 著作権隣接権に係る対価還元については、各レコード会社の規模は大小様々であり交渉力も異なることから、契約条件に差異が生じやすい。特に、比較的規模が小さいインディーレーベルにおいては、そもそもプラットフォームサービス事業者とライセンス契約を締結すること自体が難しくなっている。
- レコード会社ごとの契約内容の差異のみならず、サブスクリプション型サービス事業者ごとに使用料の支払額が大きく異なる特徴があるとの指摘もあった。具体的には、大手のサブスクリプション型サービス事業者の方が安価な傾向があり、1楽曲1再生当たりで、著作権隣接権使用料は0.5～2.5円程度の幅がある。

コンテンツ産業 海外展開強化に関する機運の高まり

2025年1月24日 総理施政方針演説



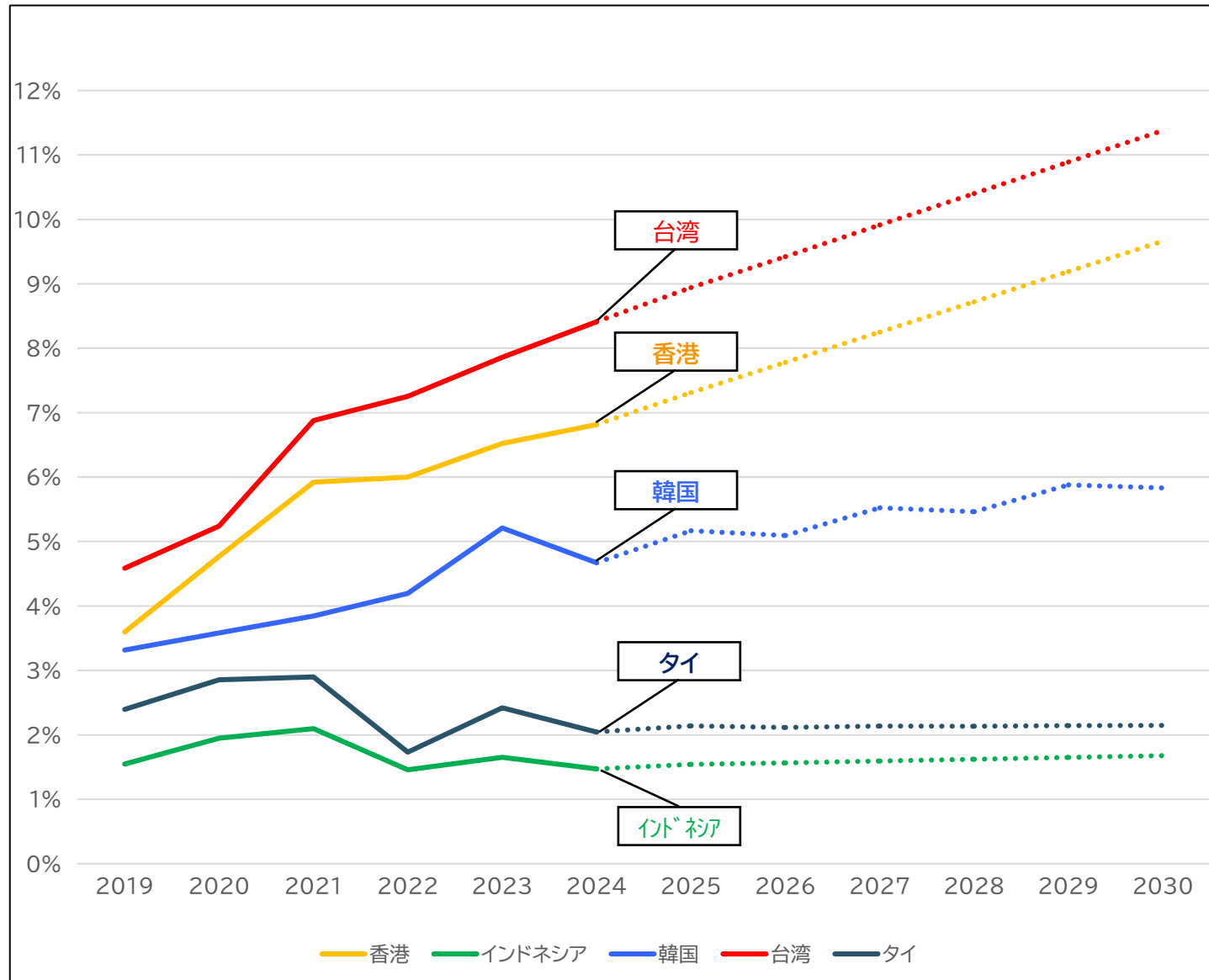
海外売上げで半導体や鉄鋼に肩を並べる
エンタメ・コンテンツ産業について、
**2033年までに海外売上高を
5兆円から20兆円**とする目標を
掲げ海外展開を支援し、クリエイターの
方々の育成や安心して働ける環境の整備
を含めその発展を強力に支援します。



「MUSIC AWARDS JAPAN」をはじめとする各施策を通じて
2033年までに日本音楽産業の海外売上高を
音源・コンサート・物販合わせて
1兆円へ

海外における日本音楽の聴取状況

日本人アーティストの音楽ストリーミング再生回数シェア 上位5カ国 (Luminate調べ)



一般社団法人 日本レコード協会、
公益社団法人 日本芸能実演家団体
協議会 実演家著作権隣接権センター、
一般社団法人 日本音楽事業者協会、
一般社団法人 日本音楽制作者連盟
作成資料

世界における日本のヒット曲

ビルボード「Globalチャート」上位100位にチャートインした
日本人アーティスト

<対象期間:2020年9月～2025年3月>

最高位	アーティスト	最高位の楽曲タイトル
7	YOASOBI	Idol
8	Creepy Nuts	Bling-Bang-Bang-Born
8	LiSA	Homura
13	Kenshi Yonezu	Kick Back
20	Ado	New Genesis
28	King Gnu	Specialz
28	Travis Japan	Just Dance!
29	Official HIGE DANDism	Subtitle
37	Aimer	Zankyosanka
40	Hikaru Utada	One Last Kiss
47	ONE OK ROCK	Renegades
48	Yuuri	Dry Flower

最高位	アーティスト	最高位の楽曲タイトル
51	ARASHI	Whenever You Call
73	Mrs.GREEN APPLE	Lilac
75	NiziU	Step And A Step
85	Tatsuya Kitani	Where Our Blue Is
87	back number	Phantom Thief
89	Awesome City Club	Wasurena
90	SEKAI NO OWARI	Habit
91	Masaki Suda	Niji
92	SiM	The Rumbling
96	sakanaction	Kaiju
98	millennium parade & Belle	U

3.レコード演奏・伝達権の海外の導入状況

public performance rights導入国

・アルバニア	・中国	・チリ	・マリ共和国	・セントルシア
・アルジェリア	・台湾	・ホンジュラス	・マルタ	・セントビンセント・グレナディーン
・アンティグア・バーブーダ	・コロンビア	・香港	・モーリシャス	・サンマリノ
・アルゼンチン	・コスタリカ	・ハンガリー	・メキシコ	・サウジアラビア
・アルメニア	・コートジボワール	・アイスランド	・モルドバ	・セルビア
・オーストラリア	・クロアチア	・インド	・モンゴル	・セーシェル
・オーストリア	・キプロス	・インドネシア	・モロッコ	・シエラレオネ
・アゼルバイジャン	・チェコ	・イラク	・モザンビーク	・シンガポール
・バーレーン	・デンマーク	・アイルランド	・ミャンマー	・スロヴァキア
・バングラデシュ	・ドミニカ	・イスラエル	・ナミビア	・スロヴェニア
・バルバドス	・ドミニカ共和国	・イタリア	・オランダ	・南アフリカ
・ベラルーシ	・エクアドル	・ジャマイカ	・ニュージーランド	・スペイン
・ベルギー	・エジプト	・ヨルダン	・ニカラグア	・スリランカ
・ベリーズ	・エルサルバドル	・カザフスタン	・ニジェール	・スウェーデン
・ベナン	・エストニア	・ケニア	・ナイジェリア	・スイス
・ブータン	・エチオピア	・韓国	・北マケドニア	・タジキスタン
・ボリビア	・フィジー	・キルギス	・ノルウェー	・タンザニア
・ボツワナ	・フィンランド	・ラオス	・オマーン	・タイ
・ブラジル	・フランス	・ラトビア	・パキスタン	・トーゴ
・ブルネイ	・ガンビア	・レバノン	・パナマ	・トリニダード・トバゴ
・ブルガリア	・ジョージア	・レソト	・パラグアイ	・トルコ
・ブルキナファソ	・ドイツ	・リヒテンシュタイン	・ペルー	・アラブ首長国連邦
・ブルンジ	・ガーナ	・リトアニア	・フィリピン	・ウガンダ
・カンボジア	・ギリシャ	・ルクセンブルク	・ポーランド	・ウクライナ
・カメルーン	・グラナダ	・マダガスカル	・ポルトガル	・イギリス
・カナダ	・グアテマラ	・マラウイ	・ルーマニア	・ウルグアイ
・カーボベルデ	・ギニア	・マレーシア	・ロシア	・ベネズエラ
・チャド	・ガイアナ	・モルディブ	・ルワンダ	・ベトナム
			・セントクリストファー・ネイビス	・ザンビア

計142カ国・地域

主要国の状況

主要国におけるレコード製作者・実演家の商業用レコードに関する権利は以下の通り。

		EU	独国	仏国	英国	中国	シンガポール	韓国
WPPT第15条第1項 放送×直接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	許諾権	許諾権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 放送×間接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	許諾権	許諾権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×直接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
WPPT第15条第1項 公衆への伝達 ×間接	製作者	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	許諾権	報酬請求権	—	報酬請求権
	実演	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	報酬請求権	—	—	報酬請求権
上記の権利について徴収を行う 集中管理団体(CMO)		—	GVL/GEMA	SPRE	PPL/ PPL PRS	CAVCA	MRSS	総合徴収団 体、KOMCA
実演家・レコード製作者の配分 比率		—	50:50	50:50	50:50	0:100	0:100	50:50
配分比率の根拠		—	CMOの 規定	知的所有権 法典	CMOの 規定	実演家の報酬 請求権なし	実演家の報酬 請求権なし	CMOの 規定
WPPT15条第1項に関する内 国民待遇 ^{注1}		内国民待遇	内国民待遇	内国民待遇 ^{注2}	製作者： 内国民待遇 実演家： 相互主義	内国民待遇 ^{注3}	相互主義	相互主義

注1) 内国民待遇 (national treatment) は、WPPT第4条第1項「各締約国は、この条約において特に与えられる排他的権利及び第十五条に規定する衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇」を他の締結国に与えることを指す。

注2) フランスは欧州委員会の報告書によると相互主義と評価されている。(Study on the International Dimension of the Single Equitable Remuneration Right for Phonogram Performers and Producers and Its Effect on the European Creative Sector- Final Report, Publications Office of the European Unionより)

注3) 中国は一般的には内国民待遇を採っている。ただし、レコード製作者に対して公衆への伝達×直接・間接について報酬請求権を付与しているものの、WPPTでは第15条の権利を完全に留保していることから、相互主義と考えられる。(IFPI資料等を参考)

中国・シンガポール・米国の状況について

中国

2020年の著作権法改正により、録音物製作者に対して公衆への伝達（直接・間接）に関する権利が認められたが、実演家に請求権を認めることは放送事業者の経営上のリスクとなること、二次使用料によるコストが消費者への負担となる懸念などの反対意見も見られ、実演家には当該権利は認められなかった。

シンガポール

シンガポール著作権法は、海賊版レコードの輸入・販売の増加に対処することを背景として制定された。2021年の著作権法改正により、録音物の製作者に対しては、公衆への伝達（直接・間接）に関する権利が認められた（無線によるテレビまたは音の放送を受信して店舗等で再生する場合は除く）。他方、実演家についてはこれらの権利は付与されなかった。

米国

米国には著作隣接権の制度は存在せず、レコードは実演家とレコード製作者の共同制作にかかる著作物であるとされている。

1995年に「デジタル実演権法」が制定され、デジタル音声送信のみが許諾権の対象として保護された。このうち、加入契約型送信（有料衛星デジタルラジオ等）及び適格非加入契約型送信（サイマル/ウェブキャスト等）は、法定許諾の対象としてSound Exchange社が集中管理し、インタラクティブ送信（オンデマンド等）は、許諾権の対象としてレコード会社が個別管理している。

他方、公衆への伝達（直接）、事業施設の構内または直接隣接地域におけるデジタル音声送信、事業施設に向けた通常業務使用目的のデジタル音声送信については権利が制限されている。（ただし、事業施設に向けた通常業務使用目的のデジタル音声送信については、サービスの過程で送信サーバー上に生成される一時的固定物が複製権の対象となるところ、これには法定許諾制度が導入され、Sound Exchange社が集中管理している。）

4. 国内のレコードの利用実態及び国民意識について

日本におけるレコードの利用実態（概要）

- 事業所を持つと回答した人のうちレコード演奏を行っている割合は、全業種平均で29.7%。事業所数ベースでは、全業種あわせて約157万事業所と推計。
- 音源の種類について複数回答で得た利用率は、1位が「CD・レコードなど」で27.8%（CD・レコードの音源を取り込んだ端末からの再生を含む）、2位が「音楽専門の有料チャンネル」で23.6%（USEN、スターデジオなど）、3位が「プラットフォーム関連サービス**」で23.1%（Spotify、YouTubeなど）。
- レコード演奏における音楽ジャンルの割合は、すべての音源の種類を横断してみると、邦楽が56.1%、洋楽が28.3%、その他が15.6%。

（出典）著作権分科会政策小委員会（2024年2月28日）資料2【レコード協会・芸団協CPRA・音事協・音制連 発表資料】より抜粋

業種別のレコード演奏率とレコード演奏を行っている事業所数

大分類業種	アンケート 回答数	レコード演奏率 (a)	全国の事業所数* (b)	レコード演奏を行っている 事業所数 (a × b)
農業、林業	359	31.8%	39,774	12,630
漁業	122	50.8%	3,833	1,948
鉱業、採石業、砂利採取業	184	54.9%	1,868	1,025
建設業	985	21.7%	485,139	105,401
製造業	1,282	22.0%	412,682	90,777
電気・ガス・熱供給・水道業	1,004	14.9%	12,605	1,883
情報通信業	1,057	16.6%	76,604	12,683
運輸業、郵便業	2,207	9.9%	128,861	12,728
卸売業、小売業	4,251	33.7%	1,228,968	414,571
金融業、保険業	3,064	20.8%	83,871	17,437
不動産業、物品賃貸業	1,679	27.5%	375,097	102,990
学術研究、専門・技術サービス業	1,174	14.5%	256,079	37,081
宿泊業、飲食サービス業	1,852	51.3%	601,300	308,767
生活関連サービス業、娯楽業	1,905	41.8%	436,687	182,469
教育、学習支援業**	2,145	12.8%	213,536	27,376
医療、福祉**	2,209	30.7%	485,925	149,143
複合サービス事業	497	24.1%	32,161	7,765
サービス業（他に分類されないもの）	3,046	21.2%	375,073	79,423
公務（他に分類されるものを除く）**	1,165	11.9%	38,812	4,631
合計	30,187	29.7%***	5,288,875	1,570,728

* 出典：令和3年経済センサス活動調査より

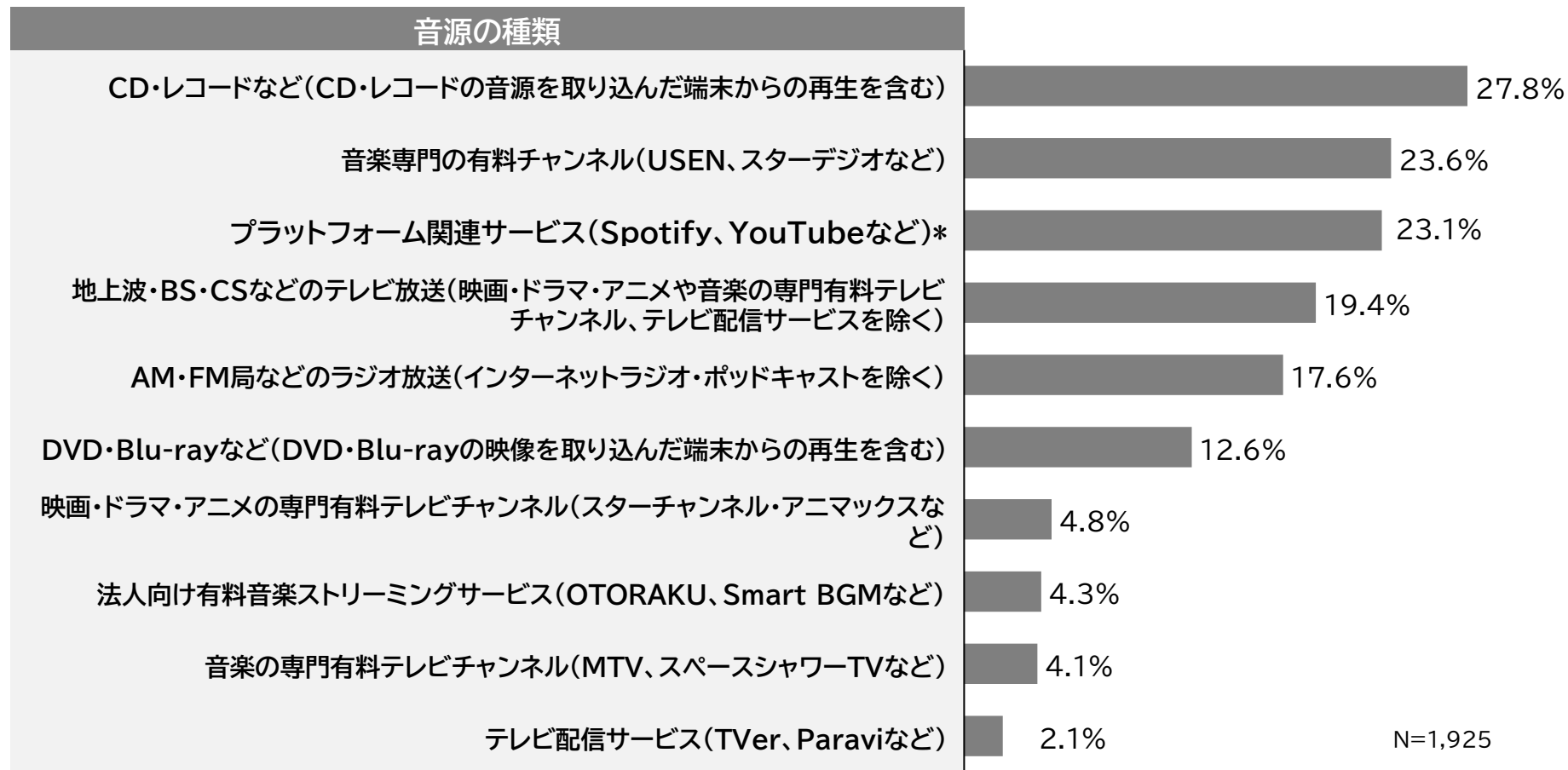
** 著作権法第38条に基づき、日本標準産業分類における大分類業種「公務（他に分類されるものを除く）」および、大分類業種「教育、学習支援業」「医療、福祉」に含まれる中分類業種「学校教育」「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」は使用料徴収の免除業種として扱う

*** 業種別の事業所数に基づく加重平均値

レコード演奏・伝達の音源種類別の利用率

レコード演奏を行っていると回答した事業所における音源種類別の利用率

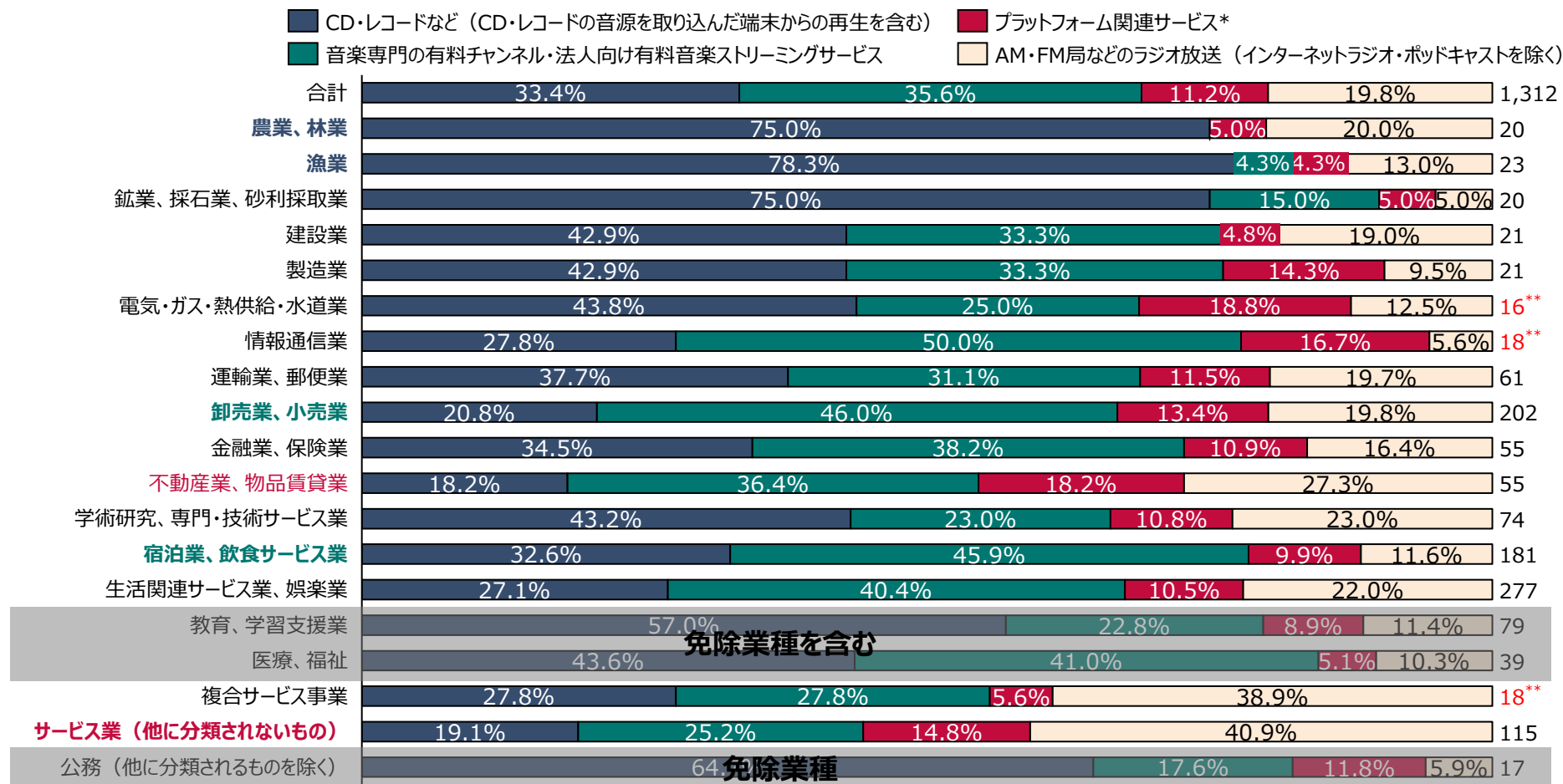
再生しているものすべて(複数回答)



* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービス、無料/有料動画ストリーミングサービスを含む

注)単一回答(再生している時間がもっとも長いもの)ではなく、複数回答(再生しているものすべて)の合算値での集計

音源の種類別の利用率（業種別/音楽やラジオなどの音声のみ）

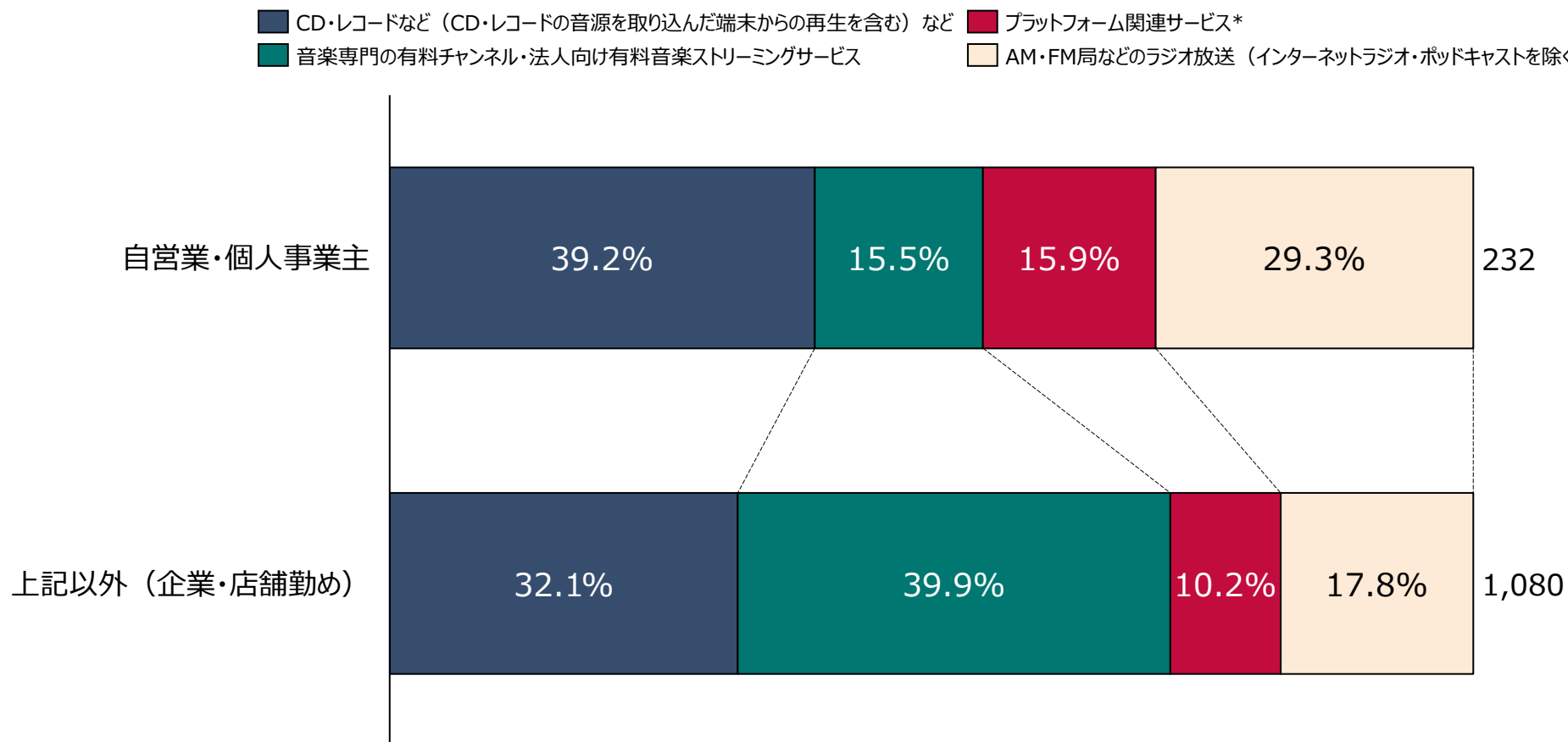


- 農業、林業、漁業などはCD・レコードなど、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業などは音楽専門の有料チャンネル等の割合が高い。なお、不動産業、物品賃貸業、サービス業などは、プラットフォーム関連サービスの割合が、他の業種と比較すると高い

* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービスを含む ** サンプル数が20未満の業種（参考値として掲載）

注）単一回答（流れている時間がもっとも長いもの）の集計

音源の種類別の利用率（回答者属性別/音楽やラジオなどの音声のみ）

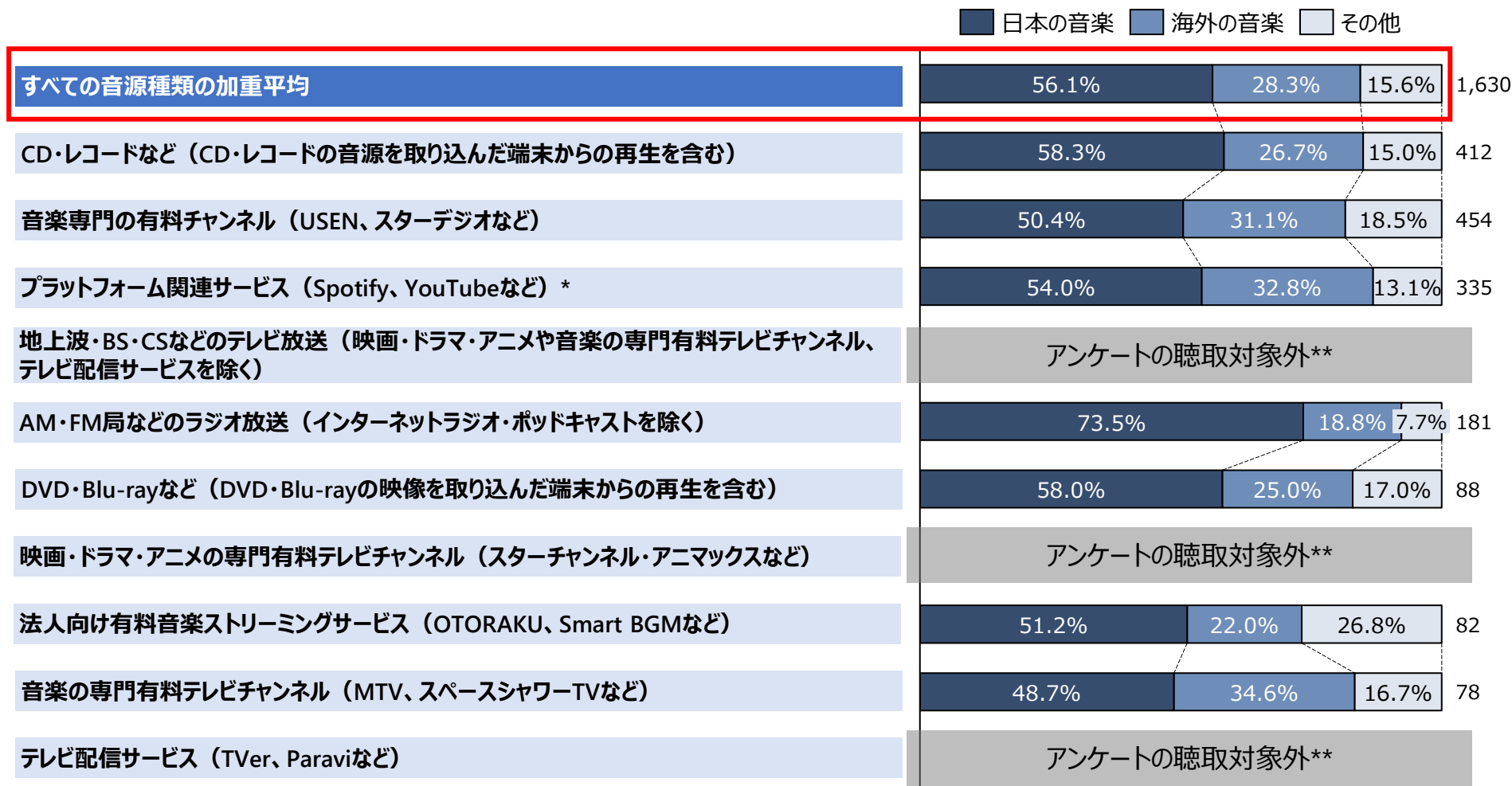


- 回答者属性を「個人事業主・自営業」と「企業・店舗勤め」に分けると、前者においては、プラットフォーム関連サービスやラジオ放送を通じた演奏割合が高くなる

* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービスを含む

注）単一回答（流れている時間がもっとも長いもの）の集計

レコード演奏における音楽ジャンルの割合（音源の種類別）



* インターネットラジオ・ポッドキャスト、音楽配信サービスからダウンロードした音楽、一般向け無料/有料音楽ストリーミングサービス、無料/有料動画ストリーミングサービスを含む

** 音楽がメインでない映画の著作物（ミュージックビデオやライブ映像等）が多く含まれるもの、もしくは映像の中で使用されている音源のジャンルの回答が困難と想定されるものはアンケート聴取の対象外とした
注）単一回答の集計

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向等に関する調査概要

①一般国民向けアンケート調査

- ◆一般国民を対象に、著作権に関する意識や店舗等における音楽のBGMとしての利用に対する意見、レコード演奏・伝達権に関する対価に関する意識、録音（複製）機能を持った機器や記録媒体等の使用状況や私的録音録画に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：インターネット調査会社を通じたWEBアンケート調査
- ◆調査期間：2023年12月1日（金）～12月5日（火）
- ◆回答者数：1,600人（15～29歳 400人、30～44歳 400人、45～59歳 400人、60～74歳 400人(男女各200人)）
- ◆設問数：全37問

②音楽の権利者へのアンケート調査

- ◆音楽の権利者（作詞・作曲家、実演家等）を対象に、レコード演奏・伝達権や私的録音に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：Webフォームによるアンケート調査
下記の団体に情報共有し、調査への協力を依頼
①一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）、②一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、③一般社団法人MPN
- ◆調査期間：2023年12月7日（木）～12月22日（金）
- ◆回答者数：919人
- ◆設問数：全8問

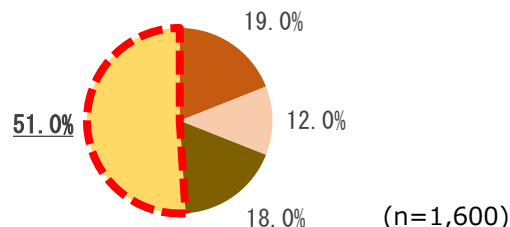
③BGM配信事業者へのヒアリング調査

- ◆店舗BGMサービスの提供状況や、店舗等で他人の楽曲をBGMとして利用することに対する今後の対価還元のあり方への意見等を収集するため大手BGM配信事業者(数社、社名非公開)と業界団体に対してヒアリング調査を実施した。

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向（１）

①BGM使用の対価の範囲の認識

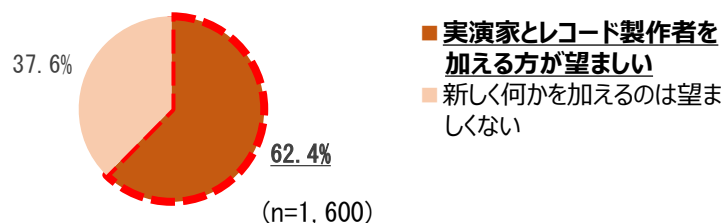
- ◆店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利について、「**実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた**」（51.0%）と答えた人が最も多かった。



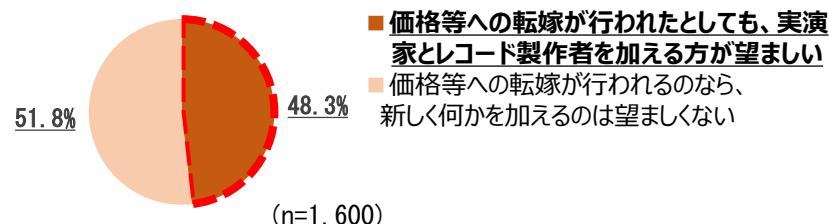
- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- **実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた**

②BGM使用の対価の範囲拡大への意向

- ◆店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利の範囲拡大への意向について、「**実演家とレコード製作者を加える方が望ましい**」（62.4%）と答えた人が多かった。
- ◆店舗等でのBGM使用の対価の範囲拡大に伴うBGM使用料が値上がりすることによって、店舗等において価格転嫁が行われる可能性があることも考慮した場合の権利の範囲拡大への意向について、「**価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい**」（48.3%）と「**価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない**」（51.8%）という回答となり、拮抗している。



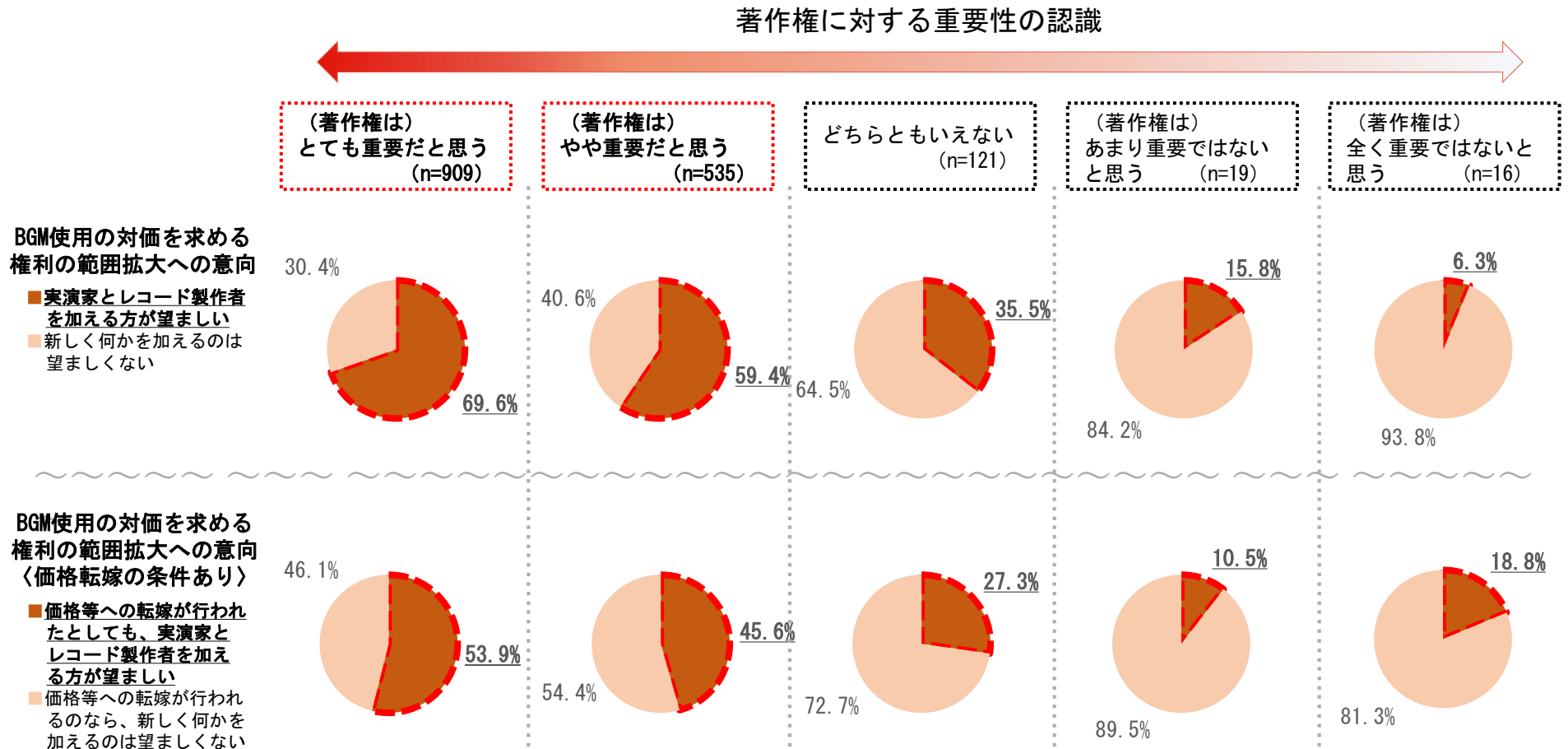
価格転嫁
条件あり



レコード演奏・伝達権 ① [一般国民]

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向（２）

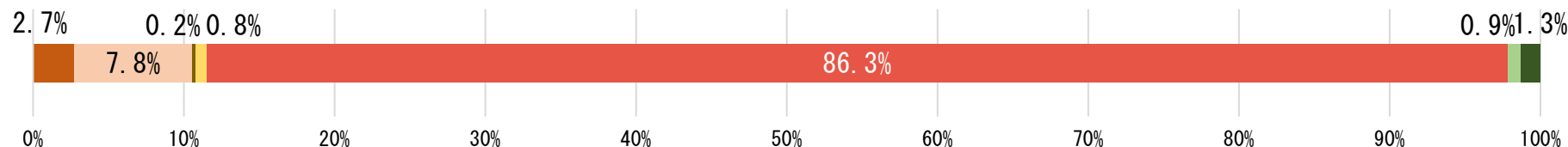
◆一般的な著作権に対する重要性の認識別に、店舗等での価格転嫁の可能性も考慮した、BGM使用の対価を求める権利の範囲拡大の意向を比較すると、「（著作権を）とても・やや重要だと思う」と回答した場合、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた割合が増加している。



レコード演奏・伝達権 ② [権利者]

レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向（１）

「音楽の権利者へのアンケート調査」に協力いただいた回答者について



回答者数：919人

・作詞・作曲家等の権利者：106人(11.5%)

■ 作詞・作曲家等 ■ 作詞・作曲家等+実演家 ■ 作詞・作曲家等+その他

■ 作詞・作曲家等+実演家+その他

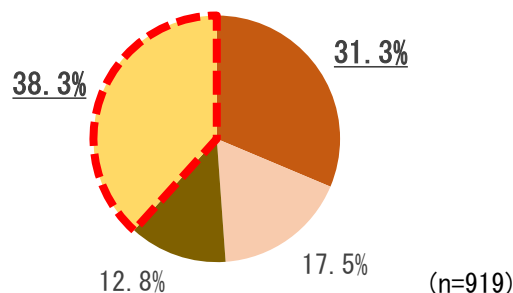
・作詞・作曲家等ではない権利者：813人(88.5%)

■ 実演家 ■ 実演家+その他 ■ その他

「その他」の回答内容（複数回答あり）

エンジニア、プログラマー、
音楽プロデューサー、レコード製作者 等

◆ 音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲への認識について、本アンケート調査の回答者（919人）の中では「実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」（38.3%）が最も多く、「実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた」（31.3%）よりも多かった。

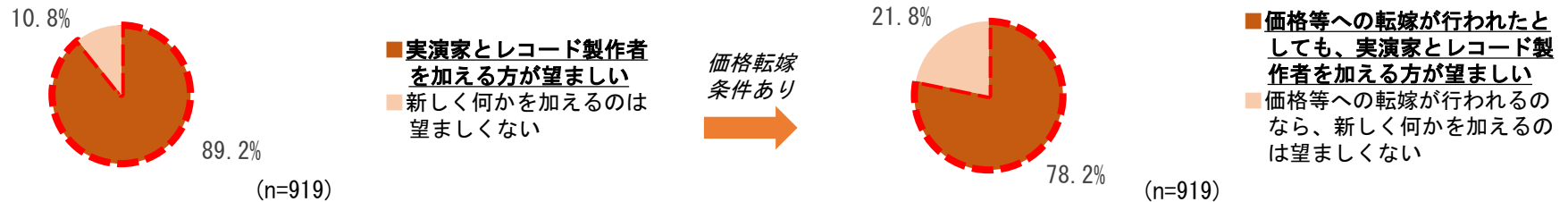


- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた

レコード演奏・伝達権 ② [権利者]

レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向（2）

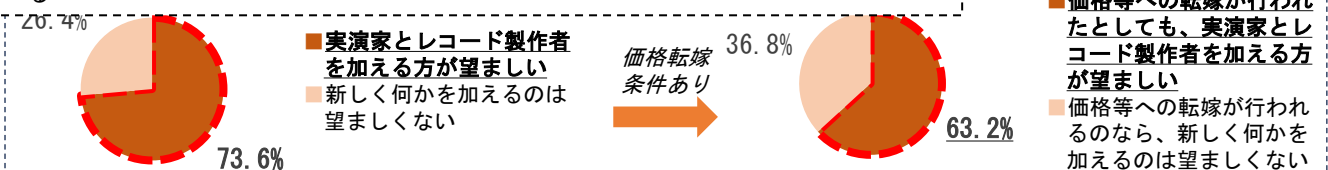
◆音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲拡大への意向について、本アンケート調査の回答者（919人）の中では「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（89.2%）の方が多く、権利の範囲拡大に伴うBGM使用料の値上がりによる価格転嫁の条件が加えられた場合でも「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（78.2%）の方が多かった。



◆BGM使用の対価を求める権利の有無と範囲拡大の意向との相関性に関して、権利の有無に関わらず範囲拡大への意向は一般的な意向よりも高いが、作詞・作曲家等ではない権利者の方が範囲拡大の意向を示す割合が高かった。

本アンケート調査の回答者（n=919）

作詞・作曲家等の権利者（n=106）：既にBGM使用の対価を求める権利が与えられている



作詞・作曲家等ではない権利者（n=813）：まだBGM使用の対価を求める権利が与えられていない



レコード演奏・伝達権 ③ [BGM配信事業者]

レコード演奏・伝達権についてのBGM配信事業者へのヒアリング

- ◆レコード演奏・伝達権の認識と範囲拡大への意向について、BGM配信事業者を中心にヒアリング調査を行った。実演家やレコード製作者にも対価還元を促進することに関して肯定的であったものの、実演家やレコード製作者のレコード演奏・伝達権の導入のあり方に対しては慎重な姿勢であった。
- ◆今後、権利導入の議論に際しては、権利者に還元されるだけでなく、BGMの利用者に対するメリットがあることも併せて検討の必要性も明らかになった。
- ◆特に「レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識」と「権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響」の2点について、ヒアリング内容から抜き出した。

【レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識】

BGM利用の契約を通して、レコード会社と実演家にも既に対価を支払っていると認識していた。

現在のBGM利用の交渉に関して、レコード協会が複数のレコード会社を取りまとめて大手のBGM配信事業者と交渉する形をとっている(※)。この形では、小さいBGM配信事業者は交渉のテーブルに乗れず、使用料だけが上がり、不公平感が感じられるのではないかと。※著作権法上、放送又は有線放送と整理される利用については、日本レコード協会は、文化庁長官から指定を受けて商業用レコードに係る二次使用料を受けける団体として当該利用について使用料を徴収している。

【権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響】

BGM配信事業者として、使用料が増えるからといってサービス料金への価格転嫁は難しい。

サービス料金への価格転嫁をすると店舗・施設等でBGM利用をやめる、又は私的利用を想定されている音楽配信サービスの違法利用が増えるのではないかという懸念がある。こうした違法利用をどう取り締まるのかという議論もセットで議論を行うべきではないか。

5. 国内外における徴収・分配について

日本の音楽の演奏・伝達に係る著作権者への支払額

音楽を利用する店舗等からの徴収を実施しているJASRACにおいては、当該店舗でBGMとして音楽を利用する場合には、500㎡までは年額6,000円など店舗面積等に応じた年間使用料を徴収している（蛇口徴収）。なお、店舗等が音源提供事業者等のサービスを使用する場合には、音源提供事業者を通じて、当該サービス料の1%を徴収している（元栓徴収）。

JASRAC使用料規程「第11節 BGM」

(1)BGM利用施設が包括的利用許諾契約を結ぶ場合

施設面積(宿泊施設の場合は定員)	年間使用料	月間使用料	1曲1回(5分まで)の使用料
500㎡(100人)まで	6,000円/年	1,200円/月	2円/回
1,000㎡(200人)まで	10,000円/年	2,000円/月	3円/回
3,000㎡(300人)まで	20,000円/年	4,000円/月	7円/回
6,000㎡(400人)まで	30,000円/年	6,000円/月	10円/回
9,000㎡(500人)まで	40,000円/年	8,000円/月	13円/回
9,000㎡(500人)超	50,000円/年	10,000円/月	17円/回

(2)BGM音源提供事業者が自己の顧客であるすべての音源供給先のために包括的利用許諾契約を結ぶ場合

BGM音源提供事業者の前年度営業収入の1%

- 以下の利用であって、著作権法38条1項の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除する
- ① 福祉、医療、教育機関での利用
 - ② 事務所や工場等での主として従業員のみを対象とする利用
 - ③ 露店等での短時間かつ軽微な利用

諸外国におけるレコード演奏・伝達権に係る徴収・分配スキーム

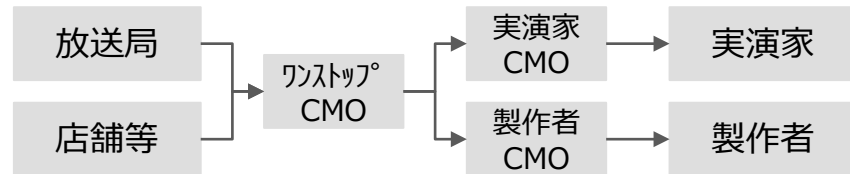
- 店舗等・放送等の徴収については①合併モデル、②分担モデル、③ワンストップモデル、④混合モデルなど多様な例が見られ、徴収にあたって各国の事情にあわせて合理的な手段が取られている。

徴収・分配モデル

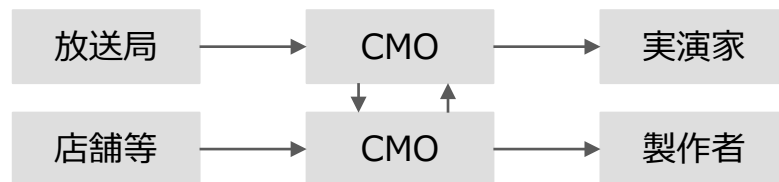
- ①合併モデル：1つのCMOが徴収・分配する
(チェコ、リトアニア、オランダ、スロベニア、フィンランド)



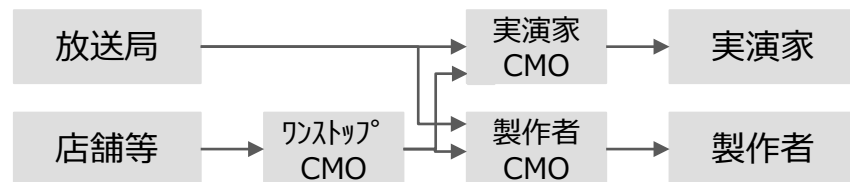
- ③ワンストップモデル：ワンストップ CMO が徴収、各 CMO → 権利者に分配
(ベルギー、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、ポルトガル)



- ②分担モデル：各CMOが分担して徴収、相互に分配
(エストニア、スウェーデン)



- ④混合モデル：①～③を組み合わせたもの
(ドイツ、アイルランド、イタリア、ハンガリー、オーストリア)



European Commission et al., Study on the International Dimension of the Single Equitable Remuneration Right for Phonogram Performers and Producers and Its Effect on the European Creative Sector– Final Report, Publications Office of the European Union (2023), <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/62798289-dccd-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en>

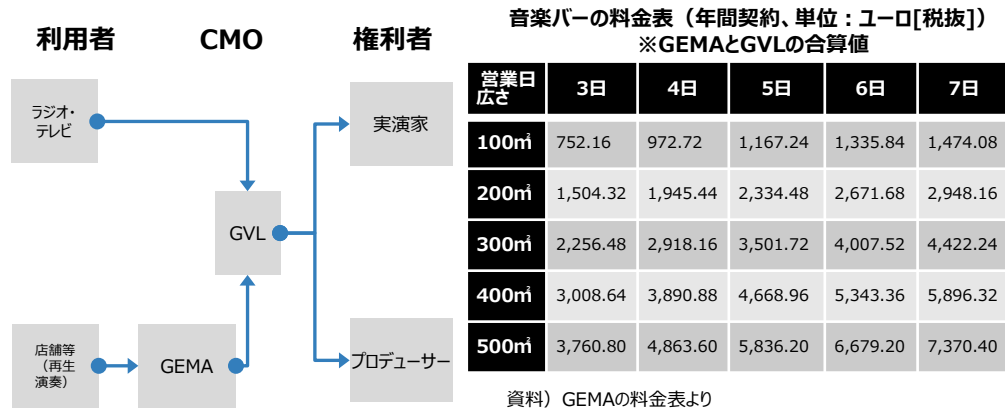
文化庁「商業用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査 報告書」(令和6年3月)より

※なお、使用楽曲の把握については、IFPIから各国の徴収団体に対して、利用者から全数報告を受けることが難しい場合は「統計学的に有意な数のサンプル調査」、「BGM供給事業者の使用曲目リスト」、「自動コンテンツ認識技術を活用した曲目把握」等の手段を利用することを例示している。

諸外国の徴収・分配等に係る状況

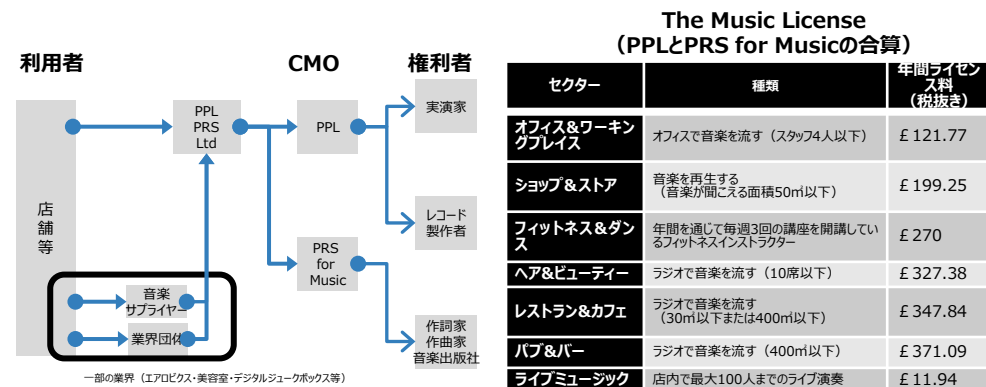
ドイツ

- 独国では、放送に関する商業用レコードに関する権利は、GVL（隣接権団体）が徴収分配を行っている。店舗等の再生演奏についてはGEMA（音楽著作権団体）に徴収を委託している。GEMAの店舗等の再生演奏に関する料金表はGEMAとGVLの料金表が合算されたものとなっている。
- GVLは年間235.4M€（≒381億円）の収入があり、このうち、ラジオ・テレビ・ビデオクリップが94.7M€（≒152億円）、ウェブキャスト等を除く公衆への伝達で39.1M€（≒63億円）。ウェブキャストは2.3M€（3.7億円）。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。



イギリス

- 英国では、PPL（隣接権団体）とPRS for Music（音楽著作権団体）の徴収を担う合併会社PPL PRS LtdがThe Music Licenseを運営。同社が再生演奏の徴収を行い、各CMOに分配。
- PPLは年間235.4M€（≒498.6億円）の収入。料金表はPPLとPRS for Musicそれぞれで料金表が公表されており、その合算値を利用者は支払う。各利用者は業界団体でとりまとめられて支払う場合がある。
- ライセンス料はセクター、用途、利用規模等で分類されている。



その他の国	分配の概要
仏国	● 隣接権関連の4団体（ADAMI（実演家）、SPEDIDAM（実演家）、SCPP（レコード製作者）、SPPF（レコード製作者）によりSPREが運営されており、放送／店舗等での再生演奏について一括して徴収し、4団体に分配。
中国	● 店舗等からCAVCAが徴収し、レコード製作者に分配。カラオケ分野のみMCSC経由で音楽視聴覚作品の著作権者に分配。
韓国	● 売場音楽サービスを使用する業種・事業所（ホテル、ショッピングセンター等）：13団体を統合徴収団体に指定（著作権・隣接権団体4団体から委託） ● 売場音楽サービスを使用しない業種・事業所：KOMCA（音楽著作権） ● 統合徴収団体から著作権・隣接権団体4団体を通じて各権利者に分配される。 ※売場音楽サービス：売り場の雰囲気に合わせてカスタマイズされたBGMを配信するサービスを指す。

海外のレコード著作隣接権管理団体が管理するBGM使用料

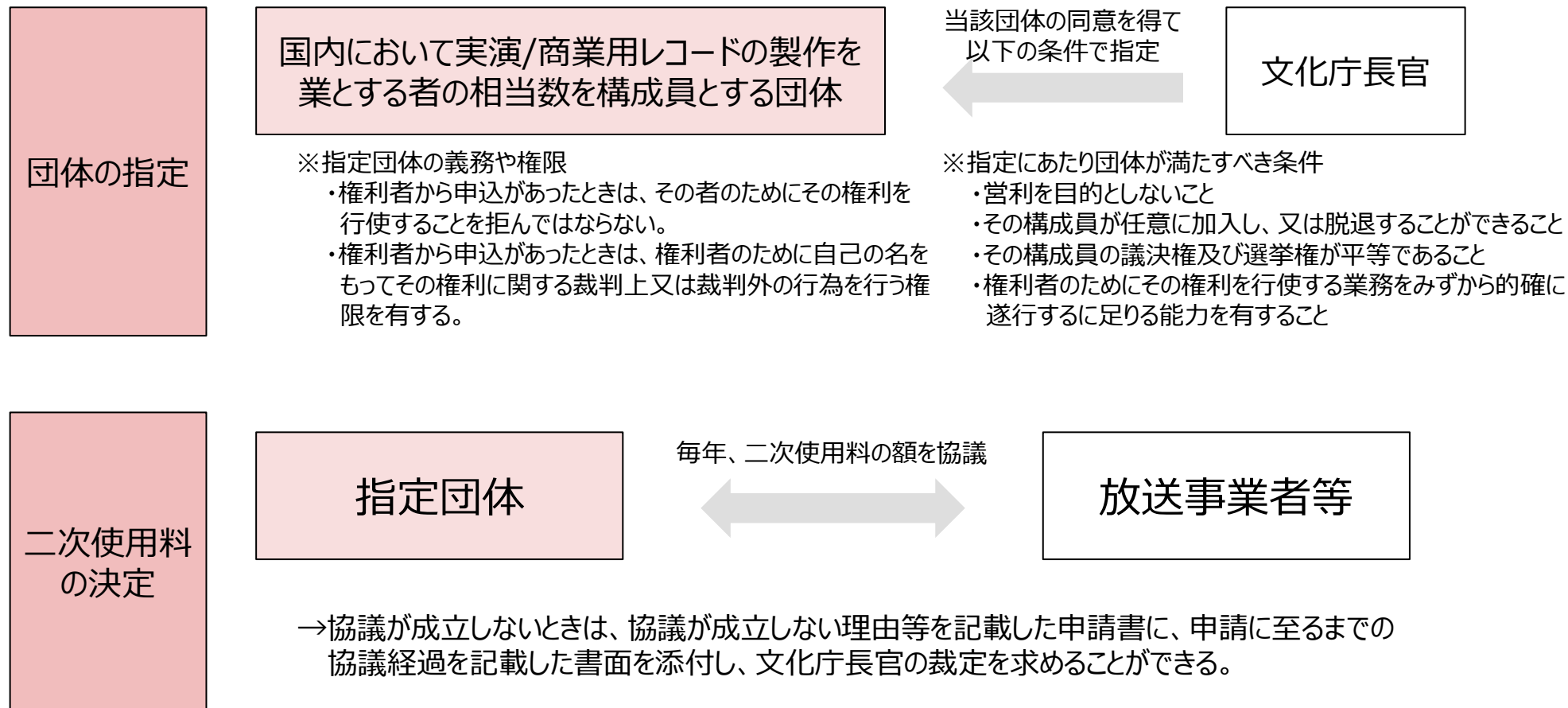
国名	喫茶店に係るBGM使用料 (500㎡以下の店舗に係る実演家分・レコード製作者分の合計年額)	備考												
イギリス	● 聴取可能面積に応じた使用料 1-400㎡ 195.40ポンド 401-450㎡ 219.82ポンド 451-500㎡ 244.24ポンド	50㎡以下の施設については、伝統的なラジオ放送・テレビ放送の伝達のみであることを条件に、使用料を50%引き												
フランス	● 座席数、店舗所在地の市町村人口規模に応じた使用料 <table><tr><th>区分</th><th>市町村人口規模別の使用料</th></tr><tr><td>小規模店舗(※備考)</td><td>116.61～272.13ユーロ</td></tr><tr><td>30席未満</td><td>150.31～558.52ユーロ</td></tr><tr><td>31-60席</td><td>217.70～812.50ユーロ</td></tr><tr><td>61-100席</td><td>250.10～894.14ユーロ</td></tr><tr><td>101席以上</td><td>287.68～983.55ユーロ</td></tr></table>	区分	市町村人口規模別の使用料	小規模店舗(※備考)	116.61～272.13ユーロ	30席未満	150.31～558.52ユーロ	31-60席	217.70～812.50ユーロ	61-100席	250.10～894.14ユーロ	101席以上	287.68～983.55ユーロ	「小規模店舗」とは、ラジオ放送・テレビ放送の伝達のみで追加的な音響設備を伴わない店舗を指し、座席数は問わない
区分	市町村人口規模別の使用料													
小規模店舗(※備考)	116.61～272.13ユーロ													
30席未満	150.31～558.52ユーロ													
31-60席	217.70～812.50ユーロ													
61-100席	250.10～894.14ユーロ													
101席以上	287.68～983.55ユーロ													
ドイツ	● 営業面積に応じた使用料(録音物の再生演奏に係る使用料) 100㎡以下 47.44 ユーロ 100-200㎡以下 94.86 ユーロ 200-300㎡以下 142.28 ユーロ 300-500㎡以下 165.96 ユーロ													
韓国	● 営業面積に応じた使用料 50-100㎡未満 24,000ウォン(＝月額2,000 ウォン×12カ月) 100-200㎡未満 43,200ウォン(＝月額3,600 ウォン×12カ月) 200-300㎡未満 58,800ウォン(＝月額4,900 ウォン×12カ月) 300-500㎡未満 74,400ウォン(＝月額6,200 ウォン×12カ月)	・営業面積50㎡未満は徴収対象外 ・BGM提供サービスを用いる店舗については、BGM提供サービス事業者が使用料を徴収												
中国	● 営業面積に応じた使用料 1㎡あたり15元	営業面積が100㎡未満の場合は100㎡分の使用料を適用												

各国のレコード著作隣接権管理団体のホームページ記載情報を基に作成(2025年8月12日現在)

6. 指定団体制及び著作権等管理事業法について

著作権法第95条及び97条における商業用レコードの二次使用について

著作権法第95条及び97条において、放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送等を行った場合、当該実演/レコードに係る実演家/レコード製作者に二次使用料を支払わなければならないこととされ、この二次使用料を受ける権利はその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によってのみ行使することができることとされている。指定や二次使用料の決定プロセスは以下のとおり。



商業用レコードに係る二次使用料等を受ける団体の指定

著作権法第95条及び第97条に定められた商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体、同法第95条の3及び第97条の3に定められた商業用レコードに係る貸与報酬を受ける団体として指定された団体は以下の通り。

商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体

団 体 名	内 容	指定年月日
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	第95条関係	昭和46年3月19日
一般社団法人日本レコード協会	第97条関係	昭和46年3月19日

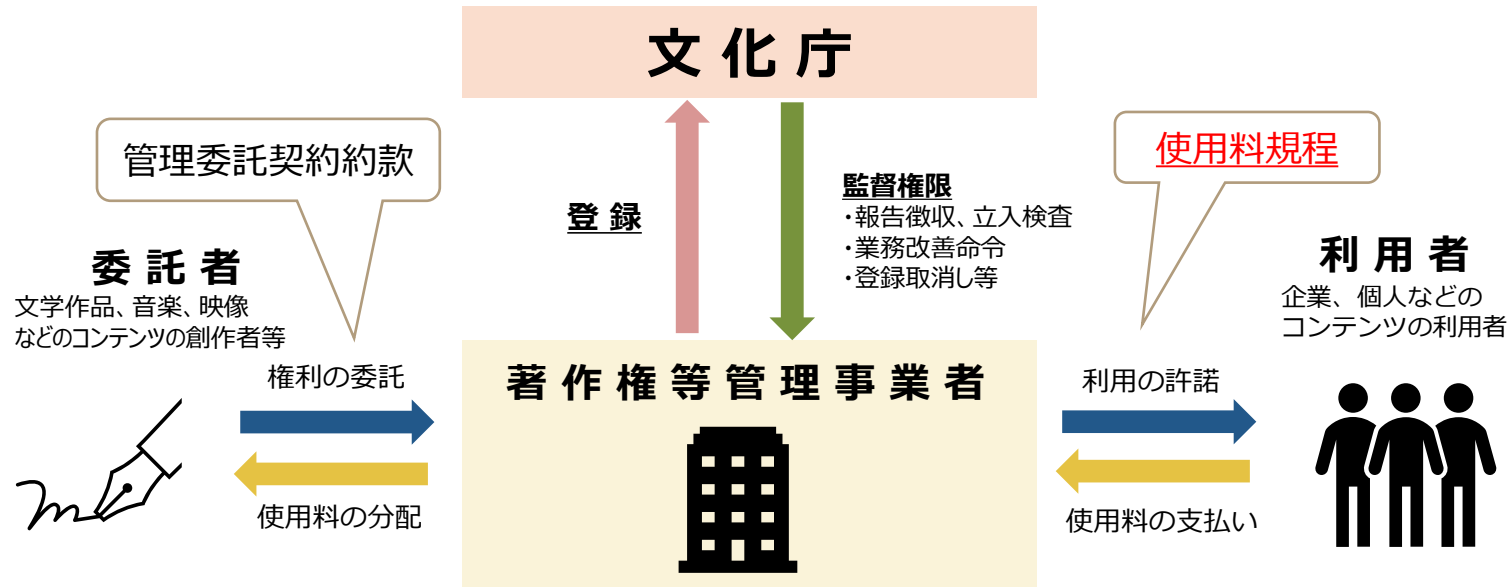
商業用レコードに係る貸与報酬を受ける団体

団 体 名	内 容	指定年月日
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	第95条の3関係	昭和60年2月13日
一般社団法人日本レコード協会	第97条の3関係	昭和60年2月13日

著作権等管理事業法について

著作権等管理事業とは

- 管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を業として行う行為。



管理事業者の義務

対委託者	対文化庁	対利用者
・（契約締結時）管理委託契約約款の内容の説明 ・管理委託契約約款の変更内容の通知 ・管理委託契約約款の公示 ・財務諸表等の備付け等	- 各種届出 ・登録事項の変更、廃業等 ・管理委託契約約款 ・使用料規程	・使用料規程の制定・変更時における意見聴取（努力義務） ・使用料規程の公示 ・利用許諾の拒否の制限 ・取り扱っている著作物等に関する情報等の提供（努力義務）

著作権等管理事業法における使用料規程の協議及び裁定について

著作権等管理事業法においては、特定の利用区分について指定著作権等管理事業者（指定管理事業者）を指定することができる。指定や使用料規程の決定・裁定に係るプロセスは以下のとおり。

指定管理事業者の指定

※第23条

その使用料規程におけるいずれかの利用区分において、以下の条件を満たす管理事業者

指定

文化庁長官

※指定管理事業者となるための条件

- ・当該管理事業者が全ての管理事業者のうちシェアが相当の割合であること
- ・当該利用区分において集中管理率が相当の割合であること、または、当該利用区分において集中管理率は低いものの、当該管理事業者の使用料規程が使用料率の基準として広く用いられていること

使用料規程の決定

※第14条

文化庁長官

①使用料規程の届出

指定管理事業者

②協議の求め

③協議への応諾（義務）

利用者代表※

※実施禁止期間について

- ・管理事業者は届出後30日間は使用料規程を実施できない。
- ・指定管理事業者の場合、実施禁止期間中に利用者代表から協議の求めがあった場合、文化庁長官は6ヶ月を超えない範囲内で実施禁止期間を延長することが可能。

※利用者代表について

- ・利用者代表は、利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の額の割合等の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。
- ・利用者代表は、指定管理事業者と協議を求める際には、構成員以外の利用者から意見を聴取するように努めなければならない。

裁定等

※第23条

指定管理事業者

①協議に応じない、又は不成立

当該利用区分に係る利用者代表

③協議開始又は再開の命令

文化庁長官

②申立て

- ・③の命令があった場合において、協議が成立しないときは、当事者は、当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる。
- ・指定管理事業者は、裁定がある日までは当該使用料規程を実施できない。
- ・文化庁長官は、裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- ・使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があったときは、当該使用料規程は、その裁定において定められたところに従い、変更される。

指定著作権等管理事業者の指定状況について

令和7年9月時点で指定著作権等管理事業者としての指定を受けた団体及びその指定された主な利用区分は以下の通り。（主な利用区分は各団体の使用料規程に基づくもの）

団 体 名	指定日	主な利用区分
一般社団法人 日本音楽著作権協会	平成13年10月	演奏、放送、映画の上映、出版、オーディオ録音、オルゴール、有線放送、貸与、業務用通信カラオケ、インタラクティブ配信、BGM、CDグラフィックス、カラオケ用ICメモリーカード 等
協同組合 日本脚本家連盟	平成14年 3 月	テレビジョン放送（劇場用映画以外）、ラジオ放送、ビデオグラム、有線テレビジョン放送
協同組合 日本シナリオ作家協会	平成14年 3 月	放送事業者が、劇場用映画の放送権を取得して放送する場合のテレビジョン放送
公益社団法人 日本複製権センター	平成14年 3 月	著作物の譲渡を目的としない複写
一般社団法人 日本レコード協会	平成14年 3 月	放送用複製、地上放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く）に係るレコードを録音した放送番組等の送信可能化・オンデマンド型ストリーム配信目的の利用等
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会	平成14年 3 月	放送用録音、地上放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組に使用されたレコード実演の送信可能化・オンデマンド型ストリーム配信目的の利用等
一般社団法人 出版物貸与権管理センター	平成20年 5 月	出版物ごとに使用料を支払う場合、貸与回数に応じて使用料を支払う場合